

平成29年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月13日（水）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第37号 第三次瑞穂市行政改革大綱について
- 日程第3 議案第38号 岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第4 議案第39号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第41号 平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第42号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第43号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第44号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第45号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第46号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第47号 平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第48号 平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第14 議案第49号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第50号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第51号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第55号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
書記	宇野伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお出かけくださいました方々、早朝より御苦勞さまでございます。よろしくお願いをいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、9月7日、若井千尋君から発議第3号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、9月7日、若園五朗君から発議第4号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

この2件については、後日議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第37号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第37号第三次瑞穂市行政改革大綱についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 16番 くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

総括質疑、議案第37号第三次瑞穂市行政改革大綱についてについて5つ質問をいたします。

初めに内容だけ言っておきます。

第3次大綱の基本目標に4つあるんですが、その3について、市民参加と協働のまちづくりの推進となっていますが、これは市民参画ではないかと、参加というのは間違いじゃないかという質問が1つ目です。

今のは1ページだったと思いますが、2つ目は11ページに「参加・参画・協働」に関するガ

イドラインを策定しますとありますが、詳しくは自席から言いますが、実際に進めるにはガイドラインだけでは非常に弱いので、協議の場、岐阜市は一斉協議の場と言っていますが、これも設定の方向で検討していただきたい。

3つ目は、同じ11ページ、協働の担い手の育成を行います。具体的に、育成策ですね。どのように考えていらっしゃるかをお聞きしたい。

4つ目に、第2次が5年の計画が7年間になったとありますが、2年間延長された理由をお聞きしたい。

5つ目に年度別実績、1ページと8ページにあります、資料の年度別実績のところの。ここに、(6)市民参加、これも参画の間違いじゃないかと思うんですけど、市民参加と協働のまちづくりとありますが、①から⑤まで上げられていますが、これは全部市民参画であって、全然協働ではないんじゃないかと。その5つです。

初めに1つ目から言います。

大綱の2ページによりますと、平成18年に第1次と集中改革プランが策定されたとあります。そして、この第1次の行革大綱のメインテーマは、市民協働による新・ハイクオリティサービスの創造を目標に取り組みますと書かれていますね。平成18年というと、私、市長が今3人目ですけど、その最初の市長だったと思うんですけど、こういうことで発表されました。メインは市民協働オンリーです。

それで、平成22年に第2次大綱が策定されました。このときには、市民参加、この「参加」が「参画」の間違いじゃないかと思うんですけど、と協働のまちづくりを基本に推進してきました。「きました」とあるんですけど、確かに参画は進んだと思うんですが、平成22年、19年に堀前市長になられて、参画に随分取り組みましたから、参画は確かに幾つか実施されて、進んだと思うんですが、このときも協働のまちづくりって、本当に何やったのかしらと思うんですね。それから、今度は平成28年に策定しました。それで、今議会に上げられておるわけですが、このときの理由が、第2次総合計画を策定して、これを着実に推進するために今回、29年度に第3次大綱を策定しますと。総合計画にのっかって、行革大綱を策定しますとあります。基本目標が1から4まであって、この3、市民参加と協働のまちづくりの推進、ここにも協働が残って。つまり、第3次行革大綱まで、毎回協働のまちづくりはメインだったのが4つのうちの1つになっていますが、それは時代の流れで当然だと思うんですね。ほかの課題っていっぱい出てきますから。

しかし、いつも協働というのを瑞穂市は打ち出しているわけで、どこもそうだと思いますが、まずそのことに関して、1つ目の質問。重点項目の3、市民参加と協働のまちづくり、これ「参加」とは、「参画」の間違いじゃないかと思うんですが、「参加」と「参画」は違うということは御承知だろうと思うんですが、単なるプリントミスなのか。まずこれが1つ目の質問

です。

以上、あとは自席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまのくまがい議員の御質問で、第3次瑞穂市行政改革大綱の項目で、2ページの重点項目のところで、参加と参画の間違いではないかという御質問でございます。

参加というのは、意味合的には気軽に参加するという事で、そういった会合に加わってくるという参加ということで、気軽に参加できるものと思っておりますし、参画というのは、そういった事業に関して意識を持って、そういった事業やら計画に加わってくるというような意味合いかと思えます。題名的には標題には参加と協働のまちづくりの推進というお題目でございますが、内容に入りますと、参加、参画ということで、また市民参画、協働ということで11ページのほうにも書かせていただいておりますので、参加、参画、協働ということで、具体的には取り組んでいくという意味でございますので、何とぞ御理解のほうをお願いしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 大体は御理解いたしますが、つまり後になってくると参加だけというのはないんですね、参加、参画とか、参画とになっていきますので、その題目ですよ、ここは。題目ってすごい大事じゃないですか。ですから、ここは多分見落とされたんじゃないかなと私、思います。やっぱり題目はばんと打ち出さなきゃいけないわけで、参画とすべきだったと。題目って間違えちゃいけないと思うんですよ、大きい題目は。中のほうに大事なことは入っていますではいけなくて、その大事なことが題目からわかるようにするのが題目ですから。ということで、再度の答弁は求めませんが、協働、参画ということを改めて、そして題目は大事だと、間違えちゃいけないということを認識、意識していただきたいと思えます。

ここで私が強く言いたいのは、参画はほぼというか、まだあるかもしれませんが、ほかのまちがやっているような参画、つまり参画の画は計画の画ですね、今の御答弁どおり。計画段階から参加するを参画とつくったわけですから、これは実際の具体策としては、随分堀市政がなさったと思えますので、これからは協働ですね。こちらのほうをどうやってやっていくかが瑞穂市の課題だと思います。

ということで、2つ目の質問の3ページにも市民参加と協働のまちづくりとありますが、ガイドラインを策定しますとありますが、ガイドラインというのは日本語でいうと単なる指針ですよ。ごめんなさい、ガイドラインという言葉が出てくるのは11ページです。済みません。11ページの取り組みのところの市民参画・協働のところに、これを目指すのに「参加・参画・

協働」に対するガイドラインを作成しますとあります、大綱の11ページですね。

で、ガイドラインというのは単なる指針なので、ガイドラインだけではなかなか強力には進まないということをこの夏、私は岐阜市の図書館の下にある市民協働の広場、市民活動交流センターで、みんなの森というところでしっかり学ばせていただきました。その岐阜市のこれを強力に進めていらっしゃる市民ですが、NPO団体ですが、この方の説明、御発言によりますと、県もこの県民協働に関するガイドラインはつくったけど、なぜ岐阜県が進まないかという、協議の場をつくらなかったんだそうです。協議の場というのは、市民から提案する、または行政から提案するのを担当部が縦割りじゃなくて、福祉も教育も財政もとかね。みんな集まってきて、協議して、この事業を市民にやってもらうかというのが協議の場だそうです。

これは、私、一般質問で市民協働も取り上げますので、詳しくはそこへ持っていきますが、まず行革のガイドラインを作成しますのところに、協議の場を具体的に入れるかどうか。瑞穂市の行政の方がこの協議の場というイメージをしっかりとつかんでいらっしゃるかどうか、私はちょっとわからないんですが、岐阜市の市民協働というところを出ると、それはもうすごいんです。一方的な行政の言葉の羅列ではなく、市民にもわかりやすいように策定しましたと。本当にわかりやすく、どうか市民もやってほしいと、一緒にやりましょうということが簡潔な言葉で述べられていますので、もしわからなかったら、これから協議の場って何だろう。この間の一般質問でも、私、協議の場と言いましたけど、これに関してどのような認識をお持ちか。協議の場を設定する、ガイドラインと一緒に、それをお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのガイドラインの関係で協議の場ということでございますが、協議の場というのが、今くまがい議員から市民と一緒に協議したりとか、あるいは庁舎内での協議の場とか、そういった場であるというふうに思うわけでございます。ガイドラインについても、これから作成していくということでございますので、ガイドラインにも協議の場というか、そういった場の話し合いといいますか、そういった案件もその会議の中で一度話しながら、どういうふうがいいのかというか、方向性といいますか、そういったお話し合いができればいいなというふうには感じておりますので、これからですので、まだ決まっていない状況でございます。今後考えていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ガイドラインの中にぜひ織り込んでいただきたいと思っております。私がそれを学べたのは、全国フェミニスト議員連盟サマーセミナー in ぎふという場所で、ちょっとお手伝いをして知ったんです。全国から来た議員たちが、女性ですが。議員の皆様にはポストにお入れしたと思っておりますが、杉原さんだけおいでいただいて、杉原さんもびっくりして

いらっしゃいましたが、全国の議員たちも岐阜市の発表について、驚いていましたね。どうしてそこまでできるのかと、協働が。そうしたら、その協議の場があるからだということがよくわかりました。ぜひガイドラインの中に検討していただきたいと思います。

3つ目です。

11ページに協働の担い手の育成を行いますと。今まで議員たちの一般質問その他でもずうっと聞いてきましたが、瑞穂市にはそういう公益の活動、事業をする市民団体が非常に少ないと。みずからが瑞穂市の市政を進めるための事業を受け持つ団体ですね。市の事業に対する要望を出すだけじゃないわけです、ここはね。市民も本当に何らかの事業の一端を受け持つという、これが協働ですね。協働の担い手の育成を行いますとありますが、大体どのような育成を具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの協働の担い手の育成という件でございます。

協働については、現在、さまざまな部署でさまざまな分野でかかっているというところで、各担当課も含めまして、それぞれの業務においてかかっているのが現状かと思えます。そういった中で、市として将来の瑞穂市の財源の関係やら、あるいは市民との、今校区別の連合の連絡会といいますか、そういった立ち上げなど、いろんな形で協働にかかわって今進めているところだと思えます。

そういった校区でのかかわりの協働やら、今くまがい議員さんが言われました事業を受け持つっていく協働というようなこと。例えばあるNPO団体ですと、今子育ての関係で事業を受け持つてと申しますか、その部分を受け持つていただきながらやっていただいておりますのが現状かと思えます。そういったNPOもあるわけですが、そういったNPOなどがどんどん育ったり受け持つていただければ、それは市にとっても非常に助かる面もございますので、進めていかなければならないとは思っております。

そういった中で、どうやって育成するのかということかと思えますが、自主的にNPOが立ち上がっていったケースもございますし、そういった機運を持っていくということも大事かと思っておりますので、そういった機運を持っていくという分野については、やはり研修会的なことをやっていかないとボランティアの育成といいますか、そういった機運に市民みんながなっていくというところで、そういったことが計画できるのではないかと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） はっきり申し上げて、市民協働のノウハウについては、行政、執行部はお勉強はこれからだなと思えます。ぜひ、この行革大綱を進めるために、しっかり勉

強していただきたいと思うんですが、岐阜市の説明によると、市民協働には2つあると書いてありますね。1つは補完性、つまり個人や家庭がまずやる、自分でやる、自分たちでやる。これでできないことは地域で助け合う。自治会や校区とおっしゃいますが、これは今の補完性だと思っています。

で、校区、地域でもできないことは市がやりますと。これを補完性といいますね。市民自治の考え方は補完性です。ですから、自分個人で、家庭でできることはまずやり、地域でできることはその次やってください。それでもできないことは市がやりますというのは補完性の協働ですね。

もう一つ、この岐阜市の新しい図書館の1階を市民活動交流センター、一回見学してください、どれぐらい活発か。見ただけではちょっとわからないと思いますが、見ただけでもわかると思います。物すごい活発です。

これをつくったのは、市民活動、全く自由な市民活動ですね。この市民活動をいかに育成、支援するかということに取り組んできたんです、岐阜市は。今、図書館の下にあれだけ立派なものを建てたわけですけれども、これは図書館の市民活動交流センターを建てる前からやっていますね。私も県立図書館とかいろいろな関係で岐阜市のそういうところへ行っていますが、その前は柳ヶ瀬にありますよね、元の中日新聞社、そこでやっていました。そこの一室で印刷機とか全部用意して、ちゃんと専門の、どういうお立場かわかりませんが、専門の職員もあって。だから、ずうっとつくってきたんです。ずうっとつくってきて、今あれだけのものを整理するに至ったんです。私が今具体的に何を支援するかと思うのは、ずっと言ってきましたが、市民活動の場を整備する。交流センターなんか建ててくださいとは言っていないですね。デッドスペースに机と椅子と照明を置いてくださいと。これも遅々として進んでおりません。

あと、岐阜市は印刷機などは減額しますと。私の活動から瑞穂市、当時穂積町でしたが、進んだのは、公益活動の会場費、読み聞かせの会場なんです、これは減免にしてくださいました。ちゃんと条例にあるものですから、それを要望したら、10年目ぐらいですかね、要望し続けたら、一般市民を対象にやる公益活動なので、その日だけは、図書館がないころです、総合センターでやっていたものですから、その会場は減免にしますと。それまでは全部自分たちで払ってやっていたんです、会場費も。ですから、瑞穂市、当時の穂積町も何もしなかったわけじゃないですね。そういう積み重ねで岐阜市はあそこまで持っていったわけですから、しっかりこれもどういう育成の場、さっき部長がおっしゃった団体の育成の講習でしたっけ。研修の場を用意すると言いましたけど、相談というのも設けています、団体をつくりたかったら相談してくださいと。それから、NPOにしたい場合もどんどん来てくださいと、相談に応じますと。一方的に育成するんじゃないで、市民が思ったときに相談できる行政であってほしい。そういうことを視野に入れていただきたいと思います。

4つ目ですが、第2次の大綱が2年間延長されて7年間やって、今度第3次になるわけですが、この第2次が7年間というのは、いかにも長かったと思うんですが、この理由はどういう理由でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 2次総が平成28年3月に完成したところでございますが、2次総の総合計画との整合性といいますか、計画がしっかりできてから、その後行革大綱を進めたほうが、要は2次総の前にとか同時にということではなくて、2次総の計画ができて、そしてからという考えでございました。また今回の少しおくれた理由につきましては、大変申しわけないんですが、私たちの事務のスピード感が少し遅かったというようなことと、そして審議会が8回ということで、7カ月ぐらい審議期間がかかったというようなこともございまして、少しおくれた点がございまして、大変申しわけないと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 第2次総合計画を待ったという理由はよくわかります。

最後ですが、年度別実績の資料の1ページ、8ページに(6)市民参加と協働のまちづくりとありますね。これも参画ではないかと思うんですが、この中に、年度別実績ですよ、何をやってきたか。9月1日の全員協議会の資料で出ました。9月7日から初日で9月1日にきちんと行革大綱の2次の年度別実績の上に基づいて第3次をつくりますという意味で配られたと思うんですが、この年度別実績、非常に数値目標がこのように実績があると、やってきたというのがありまして、これの8ページに市民参加と協働のまちづくりはこのように実績をつくってききましたという、そういう数値が出ていますが、この市民参加というのも参画ではないですかと、さっき申し上げましたけど、参加じゃなくて参画だろうと思います。

どういふことをやってきたかというのと、5つ書いてありますね。情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営、情報公開個人情報保護制度。それから2つ目、監査機能の充実。確かに充実したものに、外部監査なども入れて充実したものをやってきたと思います。③開かれた審議会。市民参加の審議会も実際進めてきました。パブリックコメント制度もつくってききましたね。それから広報紙、ホームページも、それ以前よりは充実したと思いますが、この5つは全部参画だと思うんですね。

お題目は市民参加と協働のまちづくりはこのように進めてきましたとありますが、この5つは全部参画じゃないですか。協働のまちづくりではないんじゃないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員御指摘のように、ほぼ参画というようなことかと考えてはおります。そういったことも徐々に参加から参画というところで、2次ででき上がってきたのかな

あと思っておりますし、また議員御指摘の協働のまちづくりについては、できていないということですが、これについても引き続き第3次で行革のほうにも同じように書かれて、目標を持って協働のまちづくりを進めていくという題目で、重点項目となっておりますので、進めてまいりたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと御答弁が判然としませんでしたが、要するにほぼではなくて100%だと思うんですが、参画事業だったと思うんです。協働事業というのは、はっきり申し上げて瑞穂市では限りなくゼロとは言いませんが、ゼロに近い状態だと思うんですね。

それで、岐阜市の市民協働に関するガイドラインとか、そのほか物すごい資料がたくさん出ていますが、これがまた非常に読みやすいんですが、この中にはなぜ市民協働が大切かという、要するに目標は住民自治を目指すために市民協働をやらざるを得ないという書き方なんです。住民自治のまちづくり、さっきの補完性と、あと協働事業ですね。この2つを進めないと、住民自治のまちにならないと。この大目標のために、協働を進めると。こういうのがあって、私なんかは感動いたしますが、ぜひ、限りなく瑞穂市の市民協働はゼロだと思いますので。

これは何課も関係あるわけですね。統括は企画財政だと思うんですけど、子供関係や教育に関しては教育委員会でしょうし、何課も関係あると思います。市民がやりたいことをやっていわけですから。草取りやりたいわといったらやってもらっていい。

これは、実際に岐阜市には書いてあります。花を育てるのが好きだから、公共施設に花を飾りたいわ。大いに結構です、やってくださいと書いてあります。そのほか、料理が好きだから、それを生かした協働事業をやりたいわといったら、ぜひやってくださいというようなことまで書いてあります。

ですから、これに向かって、ここに居並ぶ市長、副市長、教育長、教育次長、部長さんたちが、人がかわってもですけれども、こういう協働事業をこれから一から、土台からつくっていくと、この行革大綱の間に。よっぽど気を引き締めないとつくれません。市民もそんなこと余り考えていませんから、何か事業の一端を担おうなんていうのは。批判はしますよ、いっぱい。でも、そうじゃないですからね、事業というのは。協働事業というのは事業をやるんですから、市政の。ぜひ、こういう市民が育つまち、育てるまちにしなければならぬと思っていますので、住民自治のために、ぜひ行革にそういう魂を入れて、文言を直すというのは今からは無理かなと思うんですけど、それを申し上げたくて総括質疑をしました。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番の鳥居佳史です。

この行政大綱の中に、例えば3ページ、先ほどくまがい議員の指摘のところではないか、行政資源の最適化と効率的な行政の推進の下のほうに行政サービスの質の向上とありますね。この質の向上ということがいろいろなところで目標となっています。そして、今回の推進委員会の答申のところにも、高梨会長の答申の中段ほどに、当委員会は、質的転換を等しく重視しと。

この質的転換、非常に抽象的で大事だと思うんですけども、この部分を今の状況ですと、なかなか質的転換が向上というのは難しいというふうに感じるんですけども、そこで市長にお伺いしますが、事務事業仕分けという手法があります。これは、岐阜県内でも近隣市町村でやっているところがありますけれども、この事務事業仕分けのやり方でもって、行政サービスの質的向上を図るというお考えはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の質の向上というお話の中の事業仕分けというようにございます。

質の向上につきましては、先ほど来10ページにございますように、行政サービスの質の向上と民間委託等の推進ということで、行政サービスの質をここに掲げられておりますが、向上させるためには経費削減だけではなく、サービスの質とのバランスにも視点を置く必要がありますよということで書かれております。そういったバランスを持ったサービスを推進していく必要があるというふうに考えております。

また、事業仕分けにつきましては、現在事業仕分けではございませんが、担当課がみずから事業についての公益性、有効性など、スクラップ・アンド・ビルドを実施している現状でございます。

そんな中で、ふだんの事業を起こしたり起案したりするときに、P D C Aサイクルを示し、そこで各課でそういった事業に対してのP D C Aを行って進めているということと、また大きな事業ヒアリングの中では、事業ヒアリングシートということで、それぞれの事業に対して、その内容、有効性や公益性などを考え、どう進めていくといいのかというようなことで、それぞれ全部の事業ではございませんが、現在事業ヒアリングシートということで、ホームページ等でも公表している現状でございます。

どちらにしましても、行政改革推進委員の皆さんと一緒に行革を進めていくという方向でございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 質の向上というのは、住民にとって行政サービスが欲しいサービスができていくかどうかという、住民側にとっての一番大事な問題なんですね。そういう意味で御承

知かと思うんですけれども、事業仕分けというのは、基本的に多くの市民に呼びかけて、そして代表者が参加するんですけれども、それは多くの市民の前でオープンにやられる。つまりその手法は、実際に住民にとって、この行政がやっているサービスが、自分たちにどれだけの効果があるかというのを、はっきりとそこで住民が言うことによって、このサービスはやめたほうがいいのか、このサービスはもっとやるべきだということが議論されるわけです。そういう意味で、この質の向上という部分で、直接的に住民の声を聞くという非常に有効な方法だと思うんで、ぜひ事業仕分け、近隣の市町村、羽島市、山田市がやっております。効果も出ているというふうに聞いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ということで、再度答弁をいただけたらと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 現在、総合計画等審議会で、平成27年度に行いましたまち・ひと・しごとの11項目と、そして現在進行中ではありますが、総合計画を平成28年3月に策定し、28年度が終了したということで、28年度の総合計画のうち重点項目のうち、3カ年に一応事業数が多いということで分けて、その事業について今言われた第三者的な立場で、その総合計画等のメンバーの12名の方の委員さんの評価を得ながら、今進めているところでございます。

事業については、各課から代表で出ていただきまして、事業説明をしていただき、またその状況もKPIが総合計画にはついておりますので、まち・ひと・しごともそうですが、そういった目標に対してどうであったかというところを審議していただき、評価を今得つつあるところでございますので、一部そういった総合計画に合わせたものはやっているということをお御理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そうやってチェックされておられるということなんですけれども、一般的に事務事業仕分けというのは、高度な住民の声を十分に反映させるという意味で、コーディネーターがいるんですね。それは、非常に優れたテクニックというか、それを専門にやっているシンクタンクもあります。そういうところが入っていただくと非常に変わるんですね。

そういう意味で、行政改革という意味ですから、実は改革というのは、どうも今の状況を聞いていると、改善というところにとどまっているのかなあと。大いに改革、変えていただくには、もう少し突っ込んだ方法を取り入れていただきたいなと思います。

そして最後、2点目ですけれども、（仮称）まちづくり推進課の進捗状況についてお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） まちづくり推進ということですが、今のところ現在、前回答弁させ

ていただいた以降、進んでいないのが現状でございます。これについても、進めていくという方向ではございますが、それ以降の進捗は今のところないところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） もう一つ、まちづくり条例推進委員会がたしか去年の秋ぐらいに公募を含めて委員会ができるというふうにホームページで確認しておりますが、これの会は開かれませんでしたか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） これにつきましても、今お話ししたとおり、それ以降、会にはまだ進んでいないのが現状でございます。早急にまた会議を持たないかんというふうには思っておりますが、結果的には進んでいない状況でございます。申しわけないと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） やっぱこれは市長のリーダーシップでぜひ進めていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第37号について質疑をしたいというふうに思います。

この大綱は、市の最上位である第2次総合計画を着実に推進するために、第3次瑞穂市行政改革大綱が策定され、今議会に提出されたものでございます。

重点項目は、1番目に財政の健全の推進、2に行政資源の最適化と効率的な行政の推進、3として市民参加と協働のまちづくりの推進、4番目に公共施設の適正な管理の推進、5として推進体制ということで、5つの項目から成っております。

そこでお尋ねしますけれども、2項目めの行政資源の最適化と効率的な行政の推進でございますけれども、現在国のほうでもいろいろ働き方の改革が言われているところでもあります。そこで、適正な職員の数、あるいは女性職員の活躍推進、人材の育成、組織体制の見直しがありますが、ここでは瑞穂市においても、今後人口減少の社会に進んでいくというふうに思います。この先、将来的には職員数が過剰になるんじゃないかということは予測をされます。そのときにおいて対応しては遅く、今から職員の働き方改革の中にありますように、職員のフレッ

クスタイム等の検討をしていただいて、時間外等の勤務を削減するようなことも推進すべきではないでしょうか。この取り組みについてはここには記載されておりませんが、職員数のある程度確保して、時間外勤務を減少させる方針であるのか、今後どのようなことを考えているのか、まず1点お聞きをし、自席から質問をいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の職員の定数管理及び時間外についての御質問についてお答えいたします。

議員、御心配をいただいておりますので、本当にありがたく思っております。

定員につきましては、定員管理計画というのをつくっておりますので、それについて今計画があるということで、それに沿っている現状でございます。現在、瑞穂市にあっては、人口がふえているということで、一時的に過去は職員の定数減ということでずっと行っていた中で、その後に人口増やら需要増といいますか、そういった事務の増加等も含めまして、状況が変わってきたということで、定数を少しふやしているのが現状でございます。

そういった中で、今御心配をいただきまして、将来の人口減にあわせて過剰にならないかというようなことや、時間外の減というようなことではございますが、働き方改革ということで、どう考えているかということでございますので、これにつきましては、瑞穂市にあっては、先ほども申しましたように、人口増など、あるいはそれ以外の保育所、あるいは高齢化に伴う事務量など、いろんなことが考えられ、現在、定員管理でもって計画に乗って少しずつふえているのが現状でございますし、時間外については、一応月に20時間を超えますと報告を各課長さんにしながら、なおかつそれで秘書広報課へも来るということで、その20時間を超える方についての心配といいますか、時間が多くやってみえるその状況を、こういった事業でやっているのかとか、そういった方を把握しながら、時間外のやり過ぎについての対応とか、課長さん方も把握しながら、対応といいますか、気を使って声かけをしながら、そういったものについての対応をしているのが現状でございます。

時間外については、当然少ないほうがいいというふうには考えておりますので、今後、そういった定数と時間外のバランスも含めた全体を再度見直しといいますか、見ていかなければならないと考えます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やはり、働き方の改革ということで、フレックスタイムというのは非常に大事だというふうに思います。

時間外20時間というお話をされておりますけれども、これは各部門、各課によって業務の内容等によってアンバランスが出てくるとは思いますけれども、そこはしっかりと管理をしていた

だきたいというふうに思いますし、この各課における業務とか事務内容について、やはり適正な職員数が配置をされていないというふうに私は考えるわけですが、ここら辺の尺度について、どのようなふうで判断されているのか、ひとつお願いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 職員の配置につきましては、今適正な配置ということでございますが、やはりその時間外の関係を見るというのも一つのことです。そしてもう一個は、どういった事業がまた新たに、例えば権限移譲とか、あるいは今やっていかなければならない事務量が急にふえるというようなことも絡んでくると思います。少しの変化については、なかなか対応が難しいと思っていますので、大きな変化に対しての定員増、あるいは先ほどの時間外との関係、その辺を見ながら、現在は進めているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 瑞穂市の定員管理計画というのが出ております。平成28年度から平成32年、28年の12月に改定をされております。この中でいいますと、4ページでありますけれども、目標数値ということで、職員数が書いてございます。平成27年4月1日では425名ということでございますけれども、合併しました当時、平成15年5月には349名ということになっておりました。これが平成22年4月には394と、それからずっと来て平成28年4月には427ということで、今回の計画の中では、8名から10名近くの増員計画があるという計画書になっております。

ここら辺は、先ほども答弁がありましたように、少子高齢で人口も減っていくということで、職員数も見直さないかんというような企画部長のお話でございますから、各課等における業務の見直しとか内容、あるいは他課といろいろすり合わせてやっている事業等もいろいろあると思いますけれども、そこら辺の見直しをしっかりとやらなければいけないと。

なおかつ、やってこの職員定数がふえてくるのか。このふえてくる要因というのは、一番大きいのは保育所関係ということで、2名から3名ということが書いてありますけれども、今後瑞穂市の保育所の運営形態も変わるということですので、そこら辺はしっかり検討された上で数値であるのか。教育委員会の御答弁をひとつお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、松野議員から御質問がありましたことについて説明させていただきます。

教育委員会のほうは、企画部のほうとも相談させていただいて、今のところの子供さんたちが伸びている。人口的には子供の数は減っていているんですね。600を各年齢ごとでは減っていているんですが、お母様方の就労状況が変わってきています。どんどん預けたくなくて

いる、お願いしたいということで、未満児さん、ゼロ、1、2歳の子供が多くなっています。そこで、どうしても保育士を多く雇わなきゃいけないということで、相談をかけていただいて、ふやさせていただいているということになっています。

ただ、今のところは現在いる子供さんの中で預けるのが、量がふえていっているということなので、その飽和が来たら下がってくると思います。ですから、今のところはこの数値でいて、その預けるマックスまでは対応させていただきますけれども、その後は下がってくるということで、余りそれ以上はふやさないという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、次に行きましょうね。

この議会基本条例第10条第2項により、議会に提案されているものであるというふうに思いますが、この資料の13ページの推進期間は、平成29年度から5年間というふうになっております。今回の議案として提出されてきておるわけですが、今年度も1年の半分が終わってしまうという状況にあります。この大綱は、私が思うには、第2次総合計画とリンクするような格好で行くのが正当だというふうに思ひますし、首長の任期も含めて、そういったところであわせてやっていくのが理想的だというふうに思ひわけであります。

資料37の2の中に答申が出ていましたね。答申の中の附帯意見2には、十分な審議期間を設けていただきたいというふうに述べられております。この行政改革大綱は、市としては29年4月には出して、ここから始めてきたということで、多分委員会のほうへ出されていると思ひますけれども、この出し方が、要は審議する期間というのがある程度必要ですし、パブリックコメントも11件の意見が出ておりますので、そういったことを含めると、28年12月ごろにこの協議会に出しておっては無理な話ですよ。なぜそうなったのか。もっと早く出して、29年4月からできるような格好にできなかったのか。そこをお伺ひします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま議員が御指摘ありましたように、裏面に平成28年度は第1回が28年12月20日ということで、それ以降毎月のように実施しながら8回審議を経て、今回の答申となったということでございます。

議員が御指摘のように、なぜもっと12月じゃなしに、早くできなかったかというところにつきましては、もっと早くやるよう私たちが努力し、進めていたところでございますが、どうしてもおくれってしまったということで、大変申しわけないと思ひております。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 第2次総合計画の前期が平成28年から32年と言っていますね。1年行政改革はおくれているんですけれども、要は2次総合計画が28年にできた。先ほどくまがい議員の質問の中にあつた平成28年に2次総合計画ができました。それを受けて1年後に第3次の行政改革をやってきた。だから1年おくれておるんやということは、いろんな各事業をする場合、行政大綱ばかりじゃないですけど、いろんな各部門でいろんな政策、あるいは事業等を進めていく中において、総合計画ができて1年後からいろんな作業というのか、仕事をやるわけですか。先ほどのくまがさんの質問の中には、1年おくれて29年から第3次総合を発足させた、こう言っていましたね、第3次行政改革。総合計画を受けて、1年後にやっていくんやと。そうしたら各事業というのはみんなそういうふうですか。ひとつ確認します。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 全てそうということではなくて、今回の瑞穂市行政改革大綱にあつては、いろいろ議論はあつたと思います。総合計画にあわせて同じように同じ時期に、例えば、2年おくれていますので、もとをいえば1年前にという区切りもございましたし、2次総と同時期という区切りもございましたし、今回のように2次総が出てそれからという、そんな議論の中で、今回行革についてはこういうふうであるということでございまして、ほかのものが全てそういうふうかというのは、そういうわけではございません。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 行政改革推進委員会に審議を行っていただいたわけですが、第1回目が28年12月20日ですね。それを受けて、29年4月からこれできますか、この大綱は、3カ月間で。委員会に出す場合は、やはり最低でも半年か9カ月ぐらい前から、1年前ぐらいからやってもらわんとあかんですよ。委員会へ出すこういった作業はいつやられたんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、第1回が28年12月ということですので、そのときということでございますので、先ほど来お話ししておりますように、もう少し早ければよかったと思いますが、申しわけないということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろいろ審議する側としては、3カ月ぐらいで答え出せますか。パブリックコメントもやっていますよ。安易なことを思っていたんじゃないですか。28年9月ぐらいからやるとか、そういう考えはなかったんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 当初は、議員御指摘のように9月ごろにということで、9月、10月を目指して考えていたところですが、先ほど来申しておりますように、おくれて申しわけないという気持ちでいっぱいです。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おくれた原因は何がありますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 原因といいますか、その会議を行うに当たっての十分な準備ができていなかったということかと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 執行部体制が悪いですね。もっとしっかりやってもらなだめですよ。

ということは、今議会で提案されて、これが可決されれば10月からということになるんでしょうね。平成29年10月からこれをやりましょうという考えですか、まず確認します。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 何月からということではなく、29年度から5年間ということで考えて、策定は少しおくれましたが、過去のものを見ていただきますとわかりますように、資料37の1にもございますように、第1次のは18年10月、また第2次は22年8月というようなことでございます。また、今回も9月ということでございますので、これについては今年度から進めて5年間ということでございます。4月に戻るような、年度ということを考えますと、年度で何月からということではなくて行っていくということでございます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ただいま行政改革については、もっと早く準備をすべきだということで、いろいろ御意見をいただきました。ありがとうございます。

行政改革のみならず、計画については今現在、審議会、そうしてからパブリックコメントという過程を踏んで計画を策定し、また議員の皆さん方にも相談をしていくという格好になっております。

十分審議会の期間をとるというのは当然でございますし、また市民の意見を聞くパブリックコメントも、やはり1カ月はとるということになっておりますので、どの計画についてもできる限り早い段階から準備をするように、また進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 年度の途中であっても4月から9月までの間、半年あるんですけども、ここの部分については、何も議論しておらんですね、この大綱によって。ですから、私が思うのは、この10月から本実施をするというふうに解釈するんですけど、何でさかのぼって4月からやるんですか。企画部長の説明ですと、29年度からと言っておるんですが。この半年間はどうなるんですか。何もやっていないですよ。どう考えますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 事業にはいろいろな事業がございますが、行政の事務は4月もずっと今までやってきた中で、今回この行革大綱がこの議会でということでございます。そんな中で、過去も私の掌握しているのは、推進期間ということで、いわゆる3月の策定ではなかったんですけど、その年度からスタートするというような流れで過去からも改革の大綱ができております。そういった中で、今回の3次の改革についても、29年度から33年度までの5年間ということで、年度でスタートしていくというふうに解釈しております。そういったことで、先ほど来、松野議員が言われるように、早く3月などにできてスタートするのが本来の姿ではあるというふうには思っておりますが、審議の結果、4月以降も毎月審議会を重ね、早く進められるよう、会議をスタートしてからは、毎月1回はやるということで、前へ前へ進めてきた中ではございますが、このようにおくれたことについては、大変申しわけないところでありますが、今年度からスタートしていくということでございます。改革の推進委員の皆さんについても、例えば30年度からではどうだというような意見もあったところではございますが、早くやって、29年度から行うということに結論が出まして、今回の上程となりましたので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 事務段階では、当然審議会に出す前におおむね詰めております。2次から3次には引き続き事業もございまして、新しいものとしては、公営企業の会計の適用とか、女性の躍進、また危機管理の体制、そうしてから電子自治体の推進、市民参画等のものが新しい項目として入っております。議員御指摘のようなことがございますけれども、事務としてはもう進めてきておるわけでございますので、できる限り今後こうしたことのないように、また努めてまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） さかのぼって遡及までしてこれをやるという話はされておられませんけど、遡及というのは、例えば人勸でベースアップ等が出ますと、4月1日からというような

ことをさかのぼってやってくれるんですけども、この行政改革大綱については、半年さかのぼれんですよね。だから10月からということを行いました。企画部長の先ほどのお話ですと、この委員会においても、30年度からどうやという話がありましたね。私もそこは同感するわけですよ。要は、30年から当初の29年から33年の5年じゃなくて、30年から32年。この32年というのは、第2次総合計画の前期が終わるわけですよ。これと合わせたほうがいい、リンクしたほうがいい。そうすると、いろんな事業がしやすいというふうに考えられるんですが、30年から32年というような格好に行政改革大綱、進めていただきたいというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほどお話ししましたように、そういった30年度からでもどうかというような意見も少しあったわけですが、やはり早く進めなければならないということで、29年度より行うということで、審議会のほうは合意ができ、この前の答申を受け、今回の上程となったところですので、1年おくらせるということではなくて、早目にスタートしていくというふうに考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。第3次行政改革大綱に直接関係あるか、その辺は行政のほうで判断していただきたい点が1つありますし、最初のくまがい議員が言っていた参画と参加の件ですけども、そんなあやふやなことではだめですよ。書類的に大綱で出して、市民の皆さんに示し、議員にも示して云々するならば、その参加と参画ははっきりしなきゃだめ。そんないかげんな行政をやっているのかということですよ、違いますか。きょう、大綱に出られた委員の方も見えておりますけれども、それは1つ。

そして、これは企画と財政が一緒になって、企画財政ということでやっていること自体の矛盾点が今出てきている、はっきりいえば。補正予算でもそう。さっき教育次長が言われたけど、企画に相談したというならば、それに対してのチェックが企画財政で、どこがするんですか。違いますか。こんなことをいつまでも、それでいいときもあつたけれども、2025年問題とか、財政の逼迫化とかいって云々するならば、健全な財政をするには、企画と財政を別にしてチェック機能というのを高めなきゃだめでしょう。だから、そういうことをしなくて、幾ら大綱を出したって絵に描いた餅。そうでしょう。

だから、根本的なことは、何をしなきゃならんのか、行政は。その辺のことを考えて、2つの点に関してだけ、市長から答弁してください。こんなもん、ほかから幾ら言ってもらったって、絵に描いた餅。市長自身がその決意でこういう形で企画と財政は別々にして、企画はそれ

らの企画をしながら財政課で云々チェックをして、より健全な財政運営をするという。こんなもの監査の面でも言われておるはず。だから、その辺のことと、大綱で出したもののある意味での検証でしょう。検証ならば、そんないいかげんなことで済みません、遅くなりました、違っておりますという答弁ではだめ。だから、その辺もはっきりして、訂正するところはし、しないならしないでいくということ、この2点だけ、市長のほうから答弁してください。あとは結構です。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほどから、参加と参画という話がありましたけれども、第1期の総合計画では参加という言葉を使ってありますし、行政改革のほうも参加と協働ということで、タイトルはできております。実際に私どもはどうかと言われますと、やはり基本的には市政にいろんな気軽に参加をしてもらいたいというのが一番の基本でございます。ただ、協働というのは、本当にまだまだだと思いますし、参画というのもどうやって考えるかでございますけれど、まだ皆さんが自主的にというのにはなかなか難しいところだと思います。そういうものも含めて、今組織のお話も少し出ましたけれども、今、私どもの弱い市民協働、そうしてから危機管理とか観光とか、今御意見がございましたけれども、財政とか企画という話もちょっとございましたけれども、5万4,000人のまちではございますので、全てを別々にというのはなかなか難しいかもわかりませんが、そうしたものも含めて少し調整をさせていただいて、また皆さんと御相談をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ただいま、副市長のほうからも答弁がございましたが、まさに企画財政も含んだ上で、今組織の改編と申しますか、組織の見直しを今とり行いまして、新年度から変えていきたいなと思っている部分が多々ございますので、また皆様方のほうに御相談申し上げたいと思っております。ひとまず、きょうは答弁はそういったことで、既に私たちも考えているというところで答弁させていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今副市長はあれもこれもとっていたんですけど、あれもこれもやれなんて言っていないんですよ。財政の健全化からすれば、企画財政だけ別々で云々で、これからいろんな事業をやれば、たくさんのお金も要るし、福祉もやっていかんなん。いろんなことを考えると、やはり企画と、それからさっき教育次長が言ったように、企画とタイアップしながらやりながら、そうして財政なら財政のほうでそれに応じてチェックして、健全な発注がされているのか。その辺のこと、予算的なことを含めて、独立な分でどんだけかかるんですか。そういうようなことに関して言えば、言いたくないで言いますけれども、副市長、そうでしょ

う。あなたがやってきたことは、一緒のことをやってきたのよ。利益相反と運用のことに関しては市長は言わなかったけれども、同じことをやってきているの。だからこそ企画財政に関しても、別々にしたほうがいいと言っているの。甘いから。自分たち身内に甘いよ。だからこそもう少し様子を見るというか、市長のおるうちにその辺のことの体制というのをしっかりしてやっていただきたい。そうでないと、今言ったような統制のとれた瑞穂市の体制というのはどこがするのか。どこがもとでやるのか。今のところでは企画財政で一緒にやっていたら、どこかわからへんでしょう。だからこそ健全な財政をするためには、やはり一番もとであるお金の出し入れの面に関してシビアになっていただいて、そうして使うところは使うというめり張りをつけるような、何もかも切れればいいというもんじゃないですよ。だから、その辺のことを含めて、大綱に書いてない書いてあるという問題じゃないんですよ。今、これに沿って確実にやってくればいいけど、むなしいことが起きるんだから。そうでなくして、一つ一つその中でやれること、やれないこと、今すぐでなくて10年後でもいいことも多分にある思う、5年計画ね。その辺のめり張りだけつけてやっていただきたい。これに関しては注視して見守っていくつもりです。市長、よろしくお願いします。以上。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） なければ、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第3 議案第38号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、1点だけ確認のために質問させていただきます。

今回、議案で出てきております連携中枢都市圏の協約についてですけれども、協議会、また

勉強会等で議員も含め、また行政も含め、多分に勉強のほうをしてきた中でありますが、また特に先月8月28日においては、先進市である福山市のほうから企画財政局、中村啓悟企画政策部長をお招きし、行政と議員のほうで勉強会を開きました。

私のほうからの質問は、確認のための1点だけでございます。中身におきましては、今後締結した後に協議をし、どういった行政サービスを行っていくかを協議していくという御説明がありました。まずもって今回の連携協約における市長の決意、またその思い等を確認したいと思っております。

今回、この議案においては、市長のほうから上がってきたものだと私は判断しておりますが、市長がこの連携中枢都市圏の形成における連携協約に対しての思い、また本気度を一度示していただきたいと思っておりますので、市長よりの御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 答弁させていただきます。

まず、中枢都市圏構想の中で、率直に申しまして、人口減少に対して、私は正直言って岐阜市の中に入ろうという、そういう思いは全くございません。ただし、あくまでも申し上げますが、多くの項目の中に市民ファースト、市民のためになる、特に教育、そして福祉、そういった中にありまして、やはりソフトの部分で連携したほうがいいという部分があることは事実でございます。ハードのほうに関しては余りないこともまた事実でございます。例えば、施設を借り合うとか、そういったことには私は余り興味はございません。それよりは、まず率直に、もちろん施設のほうも余分な施設はつくらなくて済むんだったら施設は借りたいと思っておりますが、まずは市民ファースト、しっかりとした教育、しっかりとした福祉、これはしっかりと連携していきたいと思っております。

また、私どもの部署のほうからもそのことについては強い要望も上がっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） まさに市長の御答弁をいただきまして、私が一番お聞きしたかったのが、市長の本気度でございますので、納得のできる御答弁をいただきましたので、私の質問は終わります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

について、1点だけ質問をさせていただきます。

9月1日の議会資料ですね、参考資料1と書かれた3枚つづりをもとに質問させていただきますが、今の休み時間に、この前の廊下でお会いした傍聴者の方が、傍聴していても資料がなく何が何だかわからんと言われました。私は、議会の中でずうっと資料の配付と、または貸与ですね、こんな決算書とか厚いときには、1人ずつにあげられないので、そういうときは2人で見てくださるか、貸与を議会で言っているんですが、これは行政の側の話じゃありませんけど、本当に議会は改革しなきゃいけないと思います、そういう点。これはもう市民協働の一つですよ、基本ですよ。こうやって時間をかけて来てくださるわけですから、協働して市政をつくろうというのを身をもって貴重なお時間を来ていただいているんですから、これは議会の側の話ですが、改革しなきゃと。

その方が、あと一つおっしゃいました。あれじゃあ行政のいじめだと。職員は気の毒やと言われましたね。つまり、やっぱりそういう印象を持つような言い方は、私も含めてですが、慎重ながら質問させていただきます。つまり、議会が改革されておらんということをその方は言いたかったんです。行政は随分改革されておると言うことを言っていました。これは私がいつも言っていることと一緒にするので。

それでは質問に入ります。

今申し上げましたように、議会初日が9月7日でしたが、これに先立つ9月1日、議案が配られた日に議会全員協議会でこういうので3枚つづりのが配られました。これに基づいて質問をいたします。

この中に、さっき松野貴志議員も言いましたけど、中身ですね、何をやるかという。事業の中身について、3列こういうふうにあるわけですね。これに目的とか何かあって、真ん中に項目があって、最後のところに、じゃあ具体的に何をやるかというのが書いてありますよね。このことについて質問いたしますが、真ん中の分野及び役割分担のところにア・イ・ウと3つありまして、そのうちのウ、3つ目です。圏域全体の生活関連機能サービスの向上と書いてあります。この中にまたA・B・Cと3つあります。Aはこうなっています。生活機能の強化に係る政策分野。そして2つ目、Bに結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、ちょっと細かく書いてあって、一番右側に今度は具体的な事業が出てきますね。これは調整中と括弧にあります。

この中に、真ん中辺ですが、NPO市民活動支援の広域連携というのが出てきますね。私は、ここの分野の事業のところには市民協働の推進というのを、まだ調整中ですから、ぜひ入れていただきたいと思います。先ほど、松野議員が言われた福山市の、これを福山市でまとめられた方の研修を私たちは受けたわけですが、これからまだこういうことも入れていきたいというふうなこともおっしゃいましたね。もう協約もできているんですけど、これからまだこういうこ

とも入れていきたいということも言われました。ですから、まして調整中ですから、入れられるんじゃないかと思います。

それで、なぜそれがそれほど必要なのかを、ちょっとだけ申し上げたいと思います。

先ほど、行革のところでも申し上げましたが、何で協働事業が大事かという、目標、目的は住民自治のまちを目指すためです。というのははっきり書いてあります。行革というのは、先ほども何人かが言われましたけど、基本的に事業仕分け、事業のスリム化を目指すというのがありますね。ところが、スリム化を目指す、これをやめよう、これも縮小しようという話になるわけです。そうすると、全く機能していない事業ならともかく、市民に対してのサービスが切り捨てられるという面があるわけです。

岐阜市は、何で市民協働を活発にしたかといったら、まず事業仕分けをやったというんです、基本的に。そのときに、これを切り捨てよう、切り捨てよう、切り捨てようではなくて、この部分は行政がやろう、この事業は市民にやらせてもらおうと仕分けをしたんだそうです。そこから市民協働を始めたという説明を聞きました。

岐阜市がどれだけ市民協働が進んでいるか申し上げますが、これは前もどこかで申し上げたんですけど、8月にあることをやろうと思って7月に市民交流センターですね、岐阜市の図書館の下。そこにチラシを持っていきましたら、さっと見るなり、これは岐阜市でもやってくださいと。これ、話しましたね、議員の皆さんね。で、岐阜市の人5人のうち半分というのは3人ですよ。岐阜市民が3人いれば岐阜市に登録団体でできます。そうしたら応募してもらえば補助金も出せます。ぜひこういう事業は岐阜市でもやってもらいたいって受付の人が言ったんです。そのとき私はよくわかっていなかったんで、これを余り勉強していなかったんで、親切な職員なんだわと単に思っていました。今回のこの議案を勉強してみますと、この市民協働が一受付の職員までぱっとそういうせりふが市外から来た人に出るということは、本当に徹底しているんだと思いましたね。

ということで、あれだけ進んだ市民協働をやっている岐阜市と連携協約を結ぶなら、ここに市民協働という言葉をごひ入れていただきたいと、こういうことですが、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えします。

9月1日にお渡ししました、ただいま議会全員協議会の参考資料という資料でございますが、ここにごらんのようにNPO市民活動支援広域連携という言葉がございます。これについても、議員御指摘のように、連携事業のイメージで現在調整中ということでございますので、ここに掲げられている事業全てというところまでは確定しているものではございませんが、NPOやら市民活動支援の広域連携というのは、先ほど来御説明があるように、岐阜市は非常に進んでいるということですから、岐阜市さんも中核市ということで引っ張っていくということござ

いますので、こういった項目は当然出てくるのではないかと考えております。

くまがい議員の言われているのは、ここの題目に市民協働という言葉を入れてほしいということなのか、このNPO法人のこれを推進して連携してほしいということなのかということで、今、言葉を入れてほしいという要望かと思いますが、これについても言葉を入れる、入れないかについても、これも調整といいますか、協議の中で題名をどうするかということになるかと思いますが、一遍そういったことをその協議で協議しないと、そういった言葉にも当然なってきませんので、そういったことも大事なあとには思いますけど、一番大事なのは、このNPO市民活動支援広域連携という項目を進めていくかどうかというのが、一番最初に大事なことであって、その次のこと言葉ということになるかと思いますが、その辺はまた各市町との協議ということでございますけど、そういった方向でここについてはイメージに出ておりますので、連携の事業そのものは進めていく方向であるということは考えておりますので、また言葉についてはまだ不確定でございますので、御理解願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 言葉がすごく大事ですから。言葉でみんな説明し、話し合うわけですから、言葉が間違っていたり、うまく伝わらなかったり、表現できなかつたりしたら、もう成り立たないわけですから、今部長がお答えくださいましたが、この真ん中ですね、別表、分野のA・Bの辺ですね。生活機能の強化に係る政策、結びつきやネットワークの強化と、この辺の黒丸の幾つかのところぐらいのところ、一番右の具体的な事業じゃなくてね、入れてもらわないことには、瑞穂市のように市民協働がまだスタートもしていないんじゃないかというところでは間に合わないと思いますので、そのようにしていただきたいと思います。あくまで住民自治を目指す、そして行革でやたらと行政の事業を細らせない、切り捨てない。切り捨てた部分は、どうか市民の皆さんにやってくださいと。私が受付の方に、本来は市役所がやるべきことですが、とても手が回りませんので、市民の皆様をお願いをしています。ぜひ岐阜市でもやってくださいと。今から思うと、もう既に連携協約をその職員は言っていたということになりますよね。という視点で申し上げました。

この時間が過ぎたら、終わった終わったではなく、ぜひ具体的に取り入れていただけますように、お願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

先ほど松野議員の質問のところを、まず私も質問したくて、市長が一体なぜこの連携に参加

したいかと。答弁いただきましたので、その答弁の中で、ソフトの部分に連携したいんだと。市民ファースト。具体的に市民ファーストを連携で、今はこうだからどういうふうにしたいんだという具体的に述べていただきたい。まずよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 特にその中で、私自身関心がありますのが、率直に申しましてまず教育ですね。それから福祉、それから医療、やはりそういった特に3つの中に関心があるといえますか、何とかそういったところで、お互いがいい情報交換をしながらやっていけたらなと思っております。

具体的にと申されましたが、まず入り口の部分を御説明させていただきますと、やはり率直に申しまして、今回連携中枢の市町の中で人口がふえているのは私どもだけです。その次が町のほうでは岐南町さん、そして北方町さんがやや横ばいですね。そんなぐあいですが、ただ、全て私どもでは、やはり岐阜市にある程度教えてもらいたいという部分は、それは先ほどくまがいさんのほうから市民協働を勉強したほうがいいよというお話はございましたが、まず教育のほうですね。やはり、今回の電子黒板も含めまして、やはり先生方の交流、そういったところからまずじっくりとやっていきたい。やはり岐阜の教育長さんともお話しすることが多々ございますが、どうしても教育界というのは縦割りでございます。そんな中で、せめて多少でも人事及び教育の方針、そして教育のこれからの進展ぐあい、そういったところで、お互い情報交換できたらなと思っている次第でございます。

そういったところから、また教育長のほうからも何とかやってくれへんかという要望があったことも事実でございますので、そういったことも踏まえながら、教育のほう、私自身も直接また出かけて、どういったことが教育の中で連携できるのかは、さらにそれから学んでみたいと思っております。

それから、その次が福祉でございます。

以前より私どもは福祉センターすらないやないかというところで、議員の皆さんからいろんなことをお聞きしている次第です。特にその中で要支援の方々、せんだつても身体に障害のある方々から本当に私たち、瑞穂の中でケラケラとみんな集まって笑えるところが何でないやね、どうして岐阜まで行かないかのやね。それからまた、仕事を覚えるのにも岐阜まで行かない、私たち身体に障害のある人たちの学びはできへんと。やっとかさ瑞穂でも1つ、2つできてはきた。でも、やはりその中で私が感じましたのは、福祉というのは、本当にさまざま。千が千様、万が万様、さまざまあります。ですから、私が具体的に仮にしゃべったとしたって、あんたそんなの一部しかわかっておらへんと言われるのは当然なことでございます。それで終わらずに、少しでも連携の中で学び、それからお互いが情報交換しながら、要支援の方々のみならず、さまざまな部分で福祉の連携がとれたらなと思っております。

それから医療ですね。今医療は、私どもも救急車は全く同じでございますから、例えば心臓の病気、岐阜市のハートセンターに行けば20分で救命ができると聞きます。そういったことも言えますが、もっともっと全般に、やはり医療の件、その手前ですね。例えば私どもでgodライフ健診というのがございます。去年からやっています。今でこそ本当にやっていて当たり前やなあと思いますが、でもやはりこういったことでもどんどんこれから、これに限らず新しい情報を得て、こんなやり方でいけば市民の方の負担が少なく、なおかつ高額医療を出さなくても済むんだよという、そういったことに何か道筋が大きな単位で考えていけば見つかるんじゃないかなと思います。

そして、最後に一つ申し添えたいんですが、決して合併ありきでは考えておりません。当初より先方から副市長、そして企画部長、何回も何回も私どものほうへ瑞穂乗ってくれんとあかんということで何回も来られました。でも、私は人口減少のためとか、少子高齢化のためとか、そういったことじゃなしに、あくまでも市民の方が役に立つ、市民の方の負担が少しでも少なくなる、そして市民の方が病とか教育とか、そういったことに知識が深まれば私はいいと思っておるものでありまして、決して合併ありきではこれっぽっちも考えたことはございません。あくまでも考え方としたら、西濃圏域、そして岐阜圏域、おのおの集まりがございます。そのように私は中枢都市圏構想、こちらのほうも考えております。ですから、あくまでも合併ありき、これはこれっぽっちも考えておりません。そういったところが、言い過ぎかもしれませんが、とにかく市民の方が負担が少なく、そしてすばらしい知識、それと同時にすばらしい健康な体、それがやはりすばらしいそれぞれの家庭になっていくと思いますから、安全・安心、やっぱりそういった面で結びつけたいと思います。

どうしても抽象的な表現になるところはお許しいただきたいと思います。また、個々にどういったところが利益を見出しているのかということころは、各部署より説明させます。どうかよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の市長の答弁では全く連携する理由が私にはわかりません。

例えば教育とおっしゃいました。岐阜市との連携、教員の交換も実際やっております。情報交換って、今でもやっていらっしゃるでしょう。教育委員会の中ではやってみえると思います。連携で何を教育で求めるかというのがはっきりわからない。今の説明では現状やっていることです。医療、今瑞穂市には病院がない。ですから、岐阜市、大垣、連携してやっているじゃないですか。もし医療について言うんだったら、3次医療についてどうするかというような具体的に問題点があるので、これについてやるんだったらまだわかります。情報交換をやっていないじゃない、全て情報交換はやっているんですよ。にもかかわらず、連携で市長は何をやりた

いか、全く見えてこない。

市民ファーストというのは、今福祉の問題を言いましたけれども、介護保険が変わって、総合事業でいかに地域の人たちがまとまって地域で支えるかという、どちらかというより地域でまとまって支えていこうという動きなんです。連携という話は、人口減少、財源の問題、どうしても連携でないと行政サービスが立ち行かなくなるというところがあるんです。そういうところは連携を模索して、行政サービスが低下しないようにいこうという発想なんです。今の市長の連携に対する考えとか、瑞穂市として一体何を指すのか全く見えていない。ある意味では、岐阜市にお願いして岐阜市の主導のもとでやってもらおうじゃないかと、そんなふう聞こえてくるんですよ。違いますか。じゃあ、教えてください、どこが違うのか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、連携協約につきましては、岐阜圏域の都市圏を形成するために協約を結びながら進めていこうということでございまして、圏域の住民の生活の暮らしを支え、将来瑞穂市においても人口減少の時代がやってくると思いますが、そういった時代に将来を見据え、持続可能な魅力的な圏域を形成するというようなことで、今回の協約の目的にもありますように、そういった人口については現在瑞穂市もふえてはおりますが、将来減少していくという中で、一緒に地域全体を高めていって、市民の行政サービスが低下しないように一丸となって進めていこうということでございます。

住民生活に最も身近で、今回連携中枢も通勤・通学のパーセンテージ等がございまして、そういった通勤・通学など、あるいは医療など、住民生活圏が重なり合う基礎自治体同士が助け合って、何回もお話ししておりますが、水平連携、水平補完とすることで、圏域住民の安全・安心な暮らしを維持しながら、地域の活力を高めていくというために取り組みを進めていくということが重要になってくると思います。

そういった中で、圏域全体として、中長期の将来像に取り組む事項ということで、今回連携協約を結ぶわけがございまして、議員御指摘のように既存の事業に係るものについては、2次救急医療体制の確保や小児1次救急体制の確保、あるいは保育所の広域入所、病児・病後児保育、あるいは消防業務の広域化など、そういった既存の事業に係る事業ではありますが、さらに強力な体制を整えていくというのが1点でございますし、そのほかの事業につきましては、岐阜地域の産学官連携交流会や、あるいは保育士研修や、先ほど来の教員の研修会、そういったものや、また広域の避難体制の整備・強化など、いろいろな分野が考えられております。そういったものにつきましては、今後ビジョンについては、7つの分野ごとの協議を進めながら、各市町と協議を進めていくということで、先ほど来ありましたが、いろんな事業を模索しながら、検討しながら進めていくということでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の話の中で、人口減少というのは瑞穂市でも必ず起こるんです。ですから、それを踏まえて、中長期にわたって瑞穂市を眺めたときに、どうしてもこの分野では連携は必要だという視点は大事な視点だと思います。

ただ、それを話し合いに行くときに、瑞穂市として明確な考えを持って臨まないと、岐阜市主導の連携というもので乗っかるというのでは情けないというか、それで瑞穂市が連携でよくなるということが明確になればいいんですけども、少なくとも連携の話し合いに入るときは、市としては今言った視点で明確に自分たちのプランを持って進めていかないと、この連携については、事務方も大変だろうと思います。

先ほど労働時間の話が出ましたけれども、これから事業仕分けではないですけども、これ自体も事業仕分けの対象にしたらどうなのかという話になってくるので、非常にそういう意味では、行政改革の視点からすると大事な視点で、この参画については、私は今回は判断をしたいと思っています。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、御質問を3点ほどさせていただきます。

まず1点目には、本日も市民の皆様方の中で傍聴にお越しいただいておられる方もございますが、市政の主役である市民の皆さんが、この連携中枢都市圏構想がどれだけの方に理解をいただいているのか。その目的、また必要性も含めて、しっかりと御周知、御認識をされておられる方がどれだけおられるのかというのが、私もこの今の現状では首をかしげるところでございます。そんな中で、この9月議会で議案として締結について賛否を決定するということに対して時期尚早でないかということがまず1点。それについての行政、執行部のお考え、現状の御認識をお伺いしたいと思います。

また、仮にこの議案を否決した場合は、その後、これも現状各務原市さん、また羽島市さんも今回は連携中枢都市圏としての構想に参加しないということを表明されております。仮にこの議会で否決した場合は、その後岐阜市と、先ほど来議員の皆さんもお話されますが、既に連携をして物事を市民の皆さんの市民サービスの質の向上のために連携をして取り組んでいる部分もあります。単独的な連携、また協議ができないということではないと考えますが、それについて今後どのように、仮に否決した場合はなるのかをお尋ねしたいと思います。

また、その後、仮に今回否決したとしても、しっかりと市民の皆さんに岐阜市との連携、中核都市圏構想に入ることによっての連携が必要であるというふうに皆さんが多くお考えになられておるといことが、行政はもちろん市民の皆さん、また私も議会のほうも認識した場合は、1年後、また2年後に、この協定に参加することができるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

あくまでも連携というのは、協力、連携、提携という同じような言葉がございます。互いに助け合うということであるということであって、先ほど市長が教育・福祉・医療については、瑞穂市はソフト面でしっかりと連携して、市民の皆さんによりよいサービスをしていただけるようにしたいということがございますが、互いに助け合うということは、互いに高め合う連携でなければならない。当然、岐阜市との協定締結によっての連携でございますので、岐阜市のためになることも瑞穂市は考えなければならない、瑞穂市のためになることだけを考えておればいいというものではないということが、協定においては発生すると考えます。

そんなことから考えますと、やはりしっかりとこれを必ず岐阜市に求める、そのかわり岐阜市のためにもこのことをできるということを行政、執行部の中でしっかりと具体的な目的を持ってから始めるべき。それは市民の皆さんにしっかりと広く周知していただいて、御意見を伺う中で決定されるべきであるという思いでおります。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま森議員の御質問3点をお伺いしました。

市民の皆さんにどれだけ周知されているかということで、時期尚早というようなお話でございましたが、これにつきましては、現在瑞穂市のほうでは、ホームページやら広報等でPRを進めているところでありまして、また議員の皆さんにあっても、4月から急なことではございましたが、この連携中枢についての資料提供をしながら、順次説明をさせていただき、また先ほど来ありましたように、議員の皆さんの研修、福山市等の研修なども含めまして高めてきて、今回となったところでございます。そういった意味もありますし、過去には平成27年、28年と、2年間にわたりまして5分野の部分で各関係課が集まりまして、2年間協議を進めてきまして、先ほど来資料がありますような連携事業ができるイメージの項目でございますが、こういったものができるのかということ、ここに掲げられているもの以外も含めて検討してきたところでございます。そういった経緯がございまして、4月以降、先ほど御説明し、皆さん方に御理解をいただくということで、いろいろと協議を進めているところでございますので、そういった時期は十分話し合っ、2年間やってきたというところでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

また2点目でございますが、否決した場合、岐阜市と現在連携している事業はどうなるのかということではないですか。

3つ目の否決した場合、連携が必要と市民が認識した場合には、1年後、2年後には、また参加することができるのかということでございますが、これにつきましては、もし否決となつて、また参加するべきであるというふうな機運になり、高まって、そういうふうになれば、参加することも、例えば羽島市や各務原も今入らないところで進めておりますので、そういった方もどうなるかわかりませんが、参加することは可能だというふうに思っております。

済みません。2点目については、もう一度お願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 2点目ですが、今現在も消防、または防災については、岐阜市と連携する中で進めております。これが、今部長がお答えされようとしたのは、今回の中枢連携都市圏構想ですね。こちらを締結しなかった場合なくなるということはないというのは私も認識しておりますので、そうではなく、今後単独で一つずつの分野について連携はできるのではないかと私は考えますので、それについて、例えばこれに入らないと、協約を締結しないと、もう岐阜市とは今後一つの事業もできませんよということであればということで、確認をさせていただくところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今、一つの例がございましたが、例えば消防の例でありますように、現在も当然岐阜市に業務委託と申しますか、委託をして進めているところでございますので、この連携中枢に入らなかつたら、それが切れるのかとか、そういうことはございません。そういったことはないということでございますけど、連携中枢の中に入らないと、例えば連携中枢での話し合いがもしあった場合には、オブザーバーでの参加になり、本参加にはなりませんので、今までのやってきたものとは違いますけど、連携中枢の場での話し合いがもしあれば、そこでは意見は言えない立場になろうかと思えます。

先ほど来言われているものについては、連携中枢に入る、入らないでは変わらないとは思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、御答弁いただきましたが、私がお伺いしたいのは、今までも単独で岐阜市と消防、また防災について連携して委託してお願いするところをお願いして一緒にやってきたわけでございます。先ほど市長も今後は教育、これは今でも連携しております、先ほど鳥居議員も言われたように。医療、また福祉の分野においてということでございますが、例えば1事業、1分野ずつを、今までも岐阜市と単独で連携して物事を進めて、協力し、助け合っ

でのように岐阜市と単独で瑞穂市の自主性、自立性を持った連携というものはできるのかできないのか、これに入らないともうできないですよということであれば、これに入らないと岐阜市との縁が切れるということですので、大切な今回の議案の採決になるかと思いますが、その点をお伺いしたいと思うんです。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今回、連携協定をという中には、まち・ひと・しごと地方創生の中の大きな項目として3つのやつがあるわけです。その中に消防とか救急医療なども入っておるわけです。これは既に行われてはおりますけれども、それぞれ個々にやってきた事業というのは、やはりかなりのエネルギーを費やしてやってまいりました。消防についても瑞穂市全体を岐阜市にお願いするという中で進めてきましたし、その中で2次救急医療体制についても、岐阜市民病院等の活用等を含めてやってまいりました。

やはりこうして連携中枢という格好ができ上がってきますと、もう今はこの岐阜地域、確かに今回は岐阜市との1対1とはなりますけど、これはルールでありまして、当然北方町、本巢市周辺の市町村が全部含めての協議会となってまいります。会議においては、先ほど部長が言いましたけれども、もし入らなければ、会議の中ではオブザーバーということで意見を聞くだけということになってしまいますので、ここのことも含めて、いざとなったときに1対1というのは、こうした広域連携に入らないとなれば、なかなか心情的にどうかなというふうに考えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは最後に、これも先ほど登壇のほうで御質問させていただきましたが、再度御確認をさせていただきますが、これは連携ということですので、あくまでも瑞穂市が将来においても人口減少の抑制につながり、市民の皆さんの行政サービスの向上、質の向上につながり、暮らしやすさや生活やすさや安全・安心につながるということばかりを願っての連携だけでは、なかなか岐阜市さんも、ああそうか、よし、一緒に力を合わせてやろうな、瑞穂市のために頑張るぞということばかりではないと思うんです。岐阜市のためにも汗を流す。また内容によっては、市民の皆さんの大切な税金を岐阜市のために使うことも発生すると危惧するところがございますが、やはり瑞穂市においては、先ほど市長もおっしゃられましたが、今現在は人口が唯一ふえておるまちのあり方、ビジョンによっては、10年といわず、20年、30年後も、大きな人口増加はないにしても、人口がふえ続けられるようなまちづくりを目指すならば可能であると思われる瑞穂市でございます。

そんな中で、瑞穂市が今現在、瑞穂市の5万4,000有余の方のための自主性、自立性を持ったまちづくり、まだまだできていないところがたくさんございます。それをまずはこの瑞穂市

の中で市民の皆さんとともに、まずは考えることが大切ではないかと思えます。それについて御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、森議員が言われるように、まだまだ瑞穂市としてやらなくちゃならんことはたくさんあるかと思えます。ただ、穂積駅の改修についても一つ言えますけれども、瑞穂市民の御要望は非常にたくさんありますが、周辺の市町村からもいろいろな御意見があるかと思えます。そうしたことを踏まえて、やはり周辺の市町村と忌憚なくいろんな会議の中で話し合いができるという場に参画し、その中でこの瑞穂市の立ち位置というものをしっかりと見詰めて、この圏域の人口増につなげていきたいと思えますので、どうかよろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございせんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

この連携協定の締結について質問をいたします。

まず、お伺いをしたいと思いますけれども、今回議会に連携協定の締結案というものが出されております。私、この案を見てみますと、先ほど来、岐阜市との連携協定は水平連携だと、つまり対等、平等だというふうに言っておられるわけですが、この協定の内容を見てみますと、岐阜市との水平連携などあり得ない、こういうことを思うわけです。

それでは、これは具体的にどういう内容かといいますと、岐阜市と瑞穂市の役割、岐阜市は甲、それから瑞穂市は乙というふうになっております。具体的に紹介しますと、圏域全体の経済成長の牽引というところでいいますと、甲の役割、岐阜市の役割ですね。「圏域全体の経済成長に向けた推進体制の整備に乙と協力して」、ここからが大事なんです。「主体的に取り組む」というふうになっていますね。では、乙の役割はどうかと。文言はほぼ同じで、違うところがあるんです。主体的に取り組むという文言はありません。改めて紹介しますと、「圏域全体の経済成長に向けた推進体制の整備に甲と協力して取り組む」と、こういう文言になっておる。ですから、明らかに岐阜市を中心にして、この連携協定が結ばれて進められていくということは明らかではないですか。この点について、お答えをしていただきたいと。

また、自席において引き続き質問をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の御質問にお答えいたします。

連携中枢にあつては、議員御指摘のように、現在協約のほうは別表のほうに甲については主体的に取り組むということになっています。ただ、連携中枢というのは、前にもお話しさせて

いただいたかと思いますが、中核市が中心となりまして連携中枢をすることができるということですので、当然連携中枢という仕組みは、主体的に岐阜市さんがやっただかかないと、中核市である中心となるところでございますので、そういった表現になっていると理解をしていただきたいと思います。契約については、自治体同士が1対1ということではございますが、そういった役割があると。岐阜市にもその責任があるということですので、その責任が主体的という言葉になっていると理解しておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この連携協約といいますのは、今御説明がありましたけれども、やはり岐阜市を中心として協約を結ばれて、事業も岐阜市を中心にして進んでいくということは、今答弁がありましたけど、私、明らかでないかなというふうに思います。

次に、この岐阜市が連携協定を結ぶ場合に、岐阜市にとって一番メリットは何だろうというふうに考えるわけですが、これは連携協定の主な柱がア・イ・ウというのがあります。傍聴されておる方にはわかりませんが、まずアのところでいいますと、圏域全体の経済成長の牽引力というのがあります。岐阜市にとってみますと、名古屋との関係でいいますと、まさに岐阜市が今後市として維持、発展していけるかどうか、そこはひとえに圏域全体、つまり岐阜市の経済成長をどのように牽引していくかと、岐阜市がですよ。ここに卡かかっておるんですね。

ですから、そういう点でいいますと、じゃあ瑞穂市はこの連携協定を結んで、圏域全体が経済成長の牽引というところでいいますと、どういうメリットがあるのかということをお答えしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の圏域全体の経済成長の牽引ということでございます。

これにつきましては、参考資料1にもございますように、いろんな分野が示されております。連携中枢都市圏のビジョン懇談会の運営やら、岐阜地域の産学官連携交流会、企業の若年人材の確保やら、農業イベント連携、加工品の共同プロモーション、JR穂積駅の案内所の共同PRというような具体的な事業の調整中ではありますが、イメージが出ております。

そんな中にそういった岐阜市が引っ張って、岐阜圏域全体、今回連携協約にも書いてありますように、瑞穂市を含めた圏域全体を維持していくというか、活力あるものにしていくというところでございますので、そういった圏域全体のものにかかわり、そこでさらに岐阜市が中核市として引っ張っていただき、そういった中に瑞穂市も参画していくと。事務やらそういった事業は岐阜市が主に進めていく、中心となってやっていくところがあるかと思いますが、

そういったものにも瑞穂市も参画できる。また、ほかの市町も参画して進めていくことができると、圏域全体にそれがつながっていくということで考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、御答弁をいただいたわけですがけれども、市長の答弁だと、市長はこのことについては、メリットがある、これをやりたいという話でしたものですからね。ですから、今企画部長が答弁していただきましたけど、これ、私言わせていただきたいと思えますけれども、今瑞穂市は、若い人たちがふえて、よそのまちから引っ越しをされたり、人口がふえております。けれども、これは瑞穂市に雇用の場が生まれて、そして人口がふえていっておるとい現象ではないんですね。これは明らかだと思います。要するに、瑞穂市はベッドタウンになっておる。じゃあ、そういう人たちはどこに働きに行くかという、多くは瑞穂市以外の名古屋圏だったり岐阜市だったりするわけです。この連携協定を結ぶ岐阜市に働きに行かれる人が大変多いというふうに思うんですね。

ですから、経済成長を牽引するという場合に、じゃあどこで雇用の場をつくったらいいか。瑞穂市に雇用の場をつくって、岐阜市の人が瑞穂市に来るようなことは考えられない。逆やと思う。瑞穂市の人が岐阜市へ出て行って、岐阜市が経済成長の牽引力を果たしていくと、こういう仕組みになるということは明らかだというふうに思いますので、私はここで瑞穂市の連携協定を結ぶメリット、市長も言っておられますけれども、このメリットはないのではないかなというふうに思います。

次にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、このイですね。高次の都市機能の集積強化というのが大きな柱になっていますね。先ほど来、瑞穂市の教育や福祉やこういうものを何としてもよくしていきたいとおっしゃるんですけども、このイの高次の都市機能の集積強化といいますのは、これはいろんな瑞穂市が行っている事業も高次の都市機能として集積強化していくことにつながっていくと思う。ですから、これは、私たちが今言っておるような思いではなくて、むしろ瑞穂市の教育や福祉が後退していく。瑞穂市が切り捨てられていく可能性が大変強いのではないかなというふうに思うんですね。

そこで、私はお尋ねをしたいというふうに思います。この連携協定に今回は加わらないよという市町村がございますね。例えば各務原市もそうです。羽島市もそうです。それからここでいったら大野町もそうじゃないですかね。そういったところが、なぜ今回この協定に加わらないのかと。こういうことはどのように検討されて、掌握されておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 現在、私のほうで把握しているのは、各務原市については様子を見るということであります。

各務原市にあっては、どちらかというとなりのほう、愛知県を見ているところもありますし、岐阜市への通勤・通学者は他市町に比べて非常に少ないというようなことなど、そういったことも踏まえ、今のところ様子を見るというようなことをお伺いしておりますし、羽島市についても様子を見るということで、具体的な十分な進め方というか、羽島市の考えも含めて決まっていないうところがございます、様子を見るというふうに聞いております。

あと、新聞紙上にも出ましたように、安八については一度参画するというようなお話がありました、その後、新聞で紙面にも出ましたように、オブザーバーで参加をしていくということがございます。安八につきましては、私たち瑞穂市と違いまして、日ごろから今まで、岐阜地域のそういった連携協議会等を一緒になってやってきたことではなく、どちらかという、安八町は西濃のほうで今まで協議を進めてきたところがございます、これについてもオブザーバーとして調整会議の場に参加して、情報収集やらその状況を把握していきたいというようなことがございます。

先ほど大野町の話もございましたが、大野町の状況は把握はしておりませんが、安八町同様というふうに考えております。日ごろから岐阜地域との連携をしているわけでもなく、そういった状況かと思えます。以上で答弁をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 岐阜市と連携協定を結ばない自治体の中では、やっぱり自分たちのまちづくりは市民の皆さんと協働して、自分たちの力で自治体を守っていくんだと、発展させていくんだと。そういう点からいうと、岐阜市の連携協定はメリットがないと、私はそういうことではないかなあというふうに思うんですね。

今回の連携協定は、先ほど市長は合併は絶対はない、こんなことは想定していない、こう言われましたけど、そのとおりだと思います。なぜかといいますと、合併ではありません。しかし、岐阜市との合併は過去にも例があると思いますけれども、余りにも不評だったので、今回は形を変えた再編を行っていく。つまり合併という名前はないけれども、合併と同じようなことを名前を変えてやろうとしていると、こういうことではないかなと私は思うんですね。

ですから、これを進めていったら、一番禍根を残すといいますのは、結局市民の声が届きにくくなる。地方自治といいますのは、市民の皆さん一人一人の声を大事にして、皆さん一緒にまちづくりをしていくというのが地方自治ですね。声が届かなくなるというのは、地方自治を守って発展させていく方向とは逆の方向になるというふうに、私はあえて意見を申し上げたいというふうに思います。

最後も、これは私は申し上げたいと思いますけれども、先ほど森治久さんが言われましたけれども、一体この連携協定について市民の皆さんはどれほど知っておられるか。議員だって、今しっかり勉強したというところなのに、こういうやり方をやって、果たして責任を持てるんですかね。市民の皆さんが何も知らんうちに決まってしまうと、後からこうだったよなんて話を聞いても、そんなことは全然知らなかったよというふうになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、私はここでこんなことで連携協定を議決してもう前に進まなアカんと、こんな話はアカんと、やってはならんというふうに思います。ですから、これは先送りしてもいい。とにかく、もっともっと市民の皆さんに知らせて議論を行うということが、まず何よりも大前提だということを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

今、議員からいろんな質問が出まして、私も考えたことは、多分皆さんと同じような意見になります。

1つだけ、御質問させていただきます。

要するに、瑞穂市が今回の連携、都市構想の入っている他市町に比べて何が一番欠けておるかということですよ。私は、今いろいろ行政サービスの面で福祉厚生とかいろいろ言われましたけど、まちの発展のためには、産業政策がないと私はだめだと思うんですよ。私はこれが一番基本だと思うんですよ。要するにまちが発展していくためには、財源の確保も大事じゃないですか。やっぱり自主財源を高めていかんことには、幾らいいことを言っておったって絵に描いた餅になっちゃうじゃないですか。そうしたときには、やはり産業政策をもう少し前面に打ち出して、私は市長からそういう話が出ると思ったんですよ。

ということは、今回の私、9月の質問でさせてもらうんですけど、先日も安八町と本巣市を視察してきました、例の工場誘致の問題ですよ。あそこなんか、結局皆さん住民が今思ってみえるのは、瑞穂市は何も10年来変わっていないと言われるんですよ。形のもので何も出てきていないんですよ。それは何やということなんですよ。そこを私は考えてもらって、本当に今回の連携都市構想に入ってもらっていいのか、それはいろいろな切り口はあると思いますが、私はそこも大きなファクターの一つだと思うんですよ。

ですから、私はいつも言うとおるように未来志向の10年、20年先の瑞穂市をどういうふうと考えていくんだと。それが今回大きな施策の一つだと思うんですよ。ですから、そこら辺を十分に考えていただきまして、市長も市民ファーストと言われましたけど、市民ファーストとい

うのはまた抽象的な表現で、私もいまいち理解できないんですけど、それぞれの思いで、それはいいと思います。それはそれでいいんですけど、市長はこういう考えがあるんだということ、やはり市民の皆さん、議員の皆さん、きょうの傍聴の皆さんにもなるほどなというような施策を打ってもらえれば、皆さんついていくと思いますよ。ですから、そういう気構えというんですか、最初に松野さんが言いましたけど、その思いは何ですかということ。私もそれをずうっと聞いておりましたけど、その施策というのは、別にいいですよ。とにかく市長が首長がリーダーシップを持って、10年、20年先の瑞穂市の礎をつくるんだと。それが今回の施策だというような気概を持ってやっていただきたいと思います。

ですから、最後ですけど一言、その気持ちをお話ししていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 産業政策ということで、中枢都市圏とはちょっと違う部分はございますが、逆に絡んでいる部分もあろうかなとも思いますが、率直なことを申しまして、産業的なこと、これで一番大きなところは、私自身考えておりますのは、この瑞穂市は一番本当に真ん中がドーナツみたいになっちゃっているんです。特に産業に関しましては、ことしの6月、農工法が変わった。これが本当に一番楽しみで、ずうっと去年の12月から待っておりました。ですから、これをどうやって持っていくか。これによって、本当に優良な工業地帯になるであろう、また企業誘致できるところがあるであろうということが、やはり十七条、十八条ですね、ここの部分。それと率直に今度は調整区域になりますが、そういったところで横屋、それから今度はどちらかというよい施設が非常に多うございますが、やはり只越、これも調整区域でございます。それから大学の南側、これも率直に調整区域でございます。それぞれが頭になる、基礎になる部分は既にできております。ですから、決して捨てたものじゃないと思っておりますので、今回の法律の改正、それと同時に、また一般質問の中で都市整備部のほうからしっかりと説明いたしますが、かなりそちらのほうでは動きつつございます。そして、県のほうにもお願いにも行ってございますので、全く根元がないわけじゃございませんので、何とか持っていけるということで考えておりますので、そこら辺は一般質問での答弁のほうをお待ちいただければと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、市長から答弁いただきまして、この中枢都市構想とはちょっと観点が違うんじゃないかと言われましたけど、具体的な連携施策のイメージの中にも、先ほど小川さんも言われましたけど、経済成長の圏域ということで、戦略産業の育成とか、あと地域資源の活用、観光戦略ということですね。そういうことを私、ちょっと言葉足らずだったんですけど、今岐阜市は中心にやっておるのは観光戦略をメインに上げておるわけですね。それからあ

と、黒野地域の工場誘致ということで。そこはIT企業とかディストリビューションセンターをつくるとかいうふうで、第3次産業を中心にやろうということですね。

ですから、そういうことも一つの情報の共有化ということですよ。ですから、情報の共有化ということをお私にはたまたま今ちょっと言葉足らずだったんですけど、そういう意味から連携協定というふうに結びつけていってもらいたいなあとということなんです。我々は何もわからへんですがね、今はっきり言いまして。そうじゃないですか、情報が。

ですから、そういう他市町で成功したところも今回のメンバーの中にもありますから、コアは岐阜市だけど、岐阜市もそういうふう到现在感じて、そういう動きを今現実、去年くらいからやり始めていたがね。ですから、そういうところにも積極的に参加して、そこで情報をとってこないと、なかなか我々の今の行政の形で、ここでプランをつくれと言ったって、なかなか難しいと思いますよ。

それはそれとしていいんだけど、そういういい先例があるなら、そこから情報をとるというのも、だから情報の共有化というものも連携都市構想の私は一部分だということで申し上げたんです。そういうふうで御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第38号の件でございます。

二、三、聞きたいと思います。

先般、8月28日ですけれども、議員を含めて議員研修会を行いました。その席上で福山市から行政マンを呼んで連携中枢都市についてのお話を聞きました。

ここの福山市は、備後連携中枢都市圏ということでお話を承りました。そこで一番強く感じたのは、この連携中枢都市、これはボトムアップ、市民からの下からの話じゃなくて、トップダウンでやっとなと、こう言っておるんですね。

お聞きしますけれども、当瑞穂市においては、この6月議会に連携中枢都市のお話があったと思います。そのときには、市長のほうから具体的にこうやりたいというようなお話ではなくて、どうも議会にこれを委ねていると。議会に判断を委ねているというふうには私は感じたわけですけれども、こちら辺は市長はどのように、自分がやりたいのか、そこを聞きたいと思います。あとは議席から質問をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 答弁させていただきます。

総まとめでここからここまで連携しましょうということじゃないんですね。あくまでも中に

数々のオプションがございます。その中でどの部分で連携しましょうかということで、細部にわたりまして六十数項目あるわけございまして、その中でやれること、やれないこと、それぞれの市町で全く別個になります、これも。ですから、自分のところでニーズとしてこれはいけるなという部分だけ。あくまでもそのことがあるからこそ、前向きにやってみようと思っただけです。全体でごぼつというつもりは全くありません。中身のオプションの中で、やはり瑞穂にとってみて大事なことだなあというところは、やはり連携すべきだと思っておりますから、あくまでもそのオプション、中の細部にわたった部分がなければ、全体という約束は一切するつもりもありませんし、先方から、またこの協定書の中も、そういった全体でごぼつとやるという形にはなっておりません。そこら辺をまた何であれば、企画財政部長のほうから説明させます。お願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと答えになっていないように受けとめました。

要は、この連携中枢都市圏に市長として手を挙げて入っていくと。じゃあ、議会のほうでよろしくお願ひしますと、こういうお話ではなく、議会に委ねた。議会の判断、議会がオーケーしたで、じゃあこの連携都市に入りましょうと、そこをどういうふうに考えているかということですよ。ちょっともう一回、お答えをお願いしたいと思いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様方とこのことを話し合いましたときもそうですが、何で今ごろこんなことを言ってくるんやと。今まで何も知らへんなんだやないかと。そういったことが多々ございました。それと同時に、岐阜市にもはっきり申し上げました。まず、しっかりと議会に説明させていただいて、そして当然ほかの議会と同じように、本巣市さん、北方町さん、山県市さん、同じように、議会に皆さん上程すると、これが基本でございます。そういう意味で、間違いなく本日議会に上程させていただいたというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議案を上程されたということですので、この連携中枢都市に参加をしたいという市長の願ひということですね。それで受けとめます。

これに入ってきますと、協約3条でいろんな内容等もあります。小川議員も質問されたように、主体的と協力という話がありました。要は何でもやるには、岐阜市が全部主体的にやっていくんだと。そうしていくと、国から来る交付金等もみんな切ってしまうと、逆にずばりと言いますと。そういうふうにも解釈できるわけですね。

連携中枢都市というのは国がごまかしておるんやね、要は。道州制という話があったんです

ね。これ消えてないんですよ。全国を十ぐらいに分ける。例えば電話でいくと01から08という市外局番がありますね。あれ9つに分けておるんですけど、ああいうような格好で日本の国を分断というのか、道州制をやるんですよ。これを狙っておるんですよ、最終的には。一つのグループを1,000万とか2,000万人ぐらいの人口にして、その中に100万都市をつくるとか、50万都市をつくる。こういうふうやっていくんですよ。要は、十何年前にありました平成の合併、これは失敗したということですよ。ですから、合併という言葉が出せないために、連携中枢都市構想をまずちょっとやって、それから最終的には道州制ということを狙っておるんですよ。そこら辺は市長、どのように考えているか、ちょっと御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） そのことも一部情報をつかみ、鑑みております。ただし、今回はあくまでも連携中枢都市圏構想につきましては、そういったことがあらわにあらわれているわけではございませんので、今回の連携中枢都市圏構想はあくまでもこれだけのみを考えながら、今行動している次第でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は協定書というのは、甲乙でやるわけですがけれども、甲は岐阜市で参加する自治体、瑞穂市ですと瑞穂市が乙、山県やったら山県が乙というような格好で、この協定書の内容というのは、多分全て一緒だと思うんですよ。これですと、瑞穂市の独自性というのか、そういうものがなくなるような気がするんですけども、この協定書は、参加する各市町全て同じでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

連携協約の協定書は全て他市町と一緒にという御質問かと思いますが、全て一緒であると聞いております。以上で答弁とさせていただきます。

ただ、協定という協約につきましては、包括的な協約ということで大きく捉えておりますので、その点を理解していただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この枠組みに参加するようになりますと、瑞穂市のやりたいこと、瑞穂市の独自性、活力ある瑞穂市がつかれないと。要はみんな岐阜市が主体になってやる。岐阜市の了解を得なければできない。協力ということになっていきますのでね、こっちは。そういうふう判断をするというふうには私は思うわけですがけれども、やりたかったらトップダウンでやるんだということで、中身をもっと細かく説明してほしい。そうすれば、議員も判断ができ

るというふうに解釈をして質疑を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、議案第38号について、行政に質問をいたします。

市長からの協約参加に係る説明の考えをお聞きしました。そして、議員の皆さんからの行政側に対するこの案件についての質問から、多くを皆さんも学ぶことができただろうと思っております。

しかし、この中で、一番最後に松野藤四郎議員も市長に対してどのような決意があるのか、どのように思っているのかということに対して、非常に歯切れが悪い。そのようなことで、議会に全てを投げ出したわけではないけれども、その辺のことを議会がどのように判断することによって、私が受けることは市長の責任逃れがあるような気がしてなりません。

議会に議案として市長が提案するには、強い信念を持って瑞穂市が協約に参加したら、こんなメリットがあるかという話が、残念ながら具体的な話は本当に出てきておりません。

そこで確認しますが、連携中枢都市圏に参加しないとすると、今までのような岐阜市と広域でやっている消防、緊急医療体制などに影響がありますか。また、連携中枢都市圏に参加しないと、現在の本巣市、北方町とやっている広域連合に何らかの支障が出るとお思いですか。私はそのような影響はないと思っておるものですから、その辺について御答弁を願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほどもお答えさせていただいたわけですが、あくまでこれはまち・ひと・しごとの中の要綱に基づいた水平方向の補完事業でございます。大きな項目が3つあります。そうした中で、今回、规则的に岐阜市が中核市ですので、岐阜市が中心となっているだけであって、会議には他の市町も全部参加をします。その中で、お互いに情報交換をしがてら、市町の動き方ということで、今度は具体的に今ビジョンをつくらうとしておりますので、そして中でこの瑞穂市の役割というのをどんどん言っていけばいいですし、自分のところが弱いものは、また補完をしていくということで進めていくということで、今参加をしないとビジョンの中にはもう入れないでしょうし、いろんな意見を聞く場はあるかもわかりませんが、意見を言う場がないということですし、今後、今までの事業は別にしまして、今後の事業については、やはり北方や本巣やいろんなところが一緒に会議をやっていますので、そうした中でお互いさまにいろんな情報を交換しがてら、どんどんこのまちがやらなくちゃならないということがあると思います。

それは、連携中枢都市宣言の中の資料を見ていただくと、瑞穂市の状況というのは、一目わ

かると思いますし、役割は何をやらないかということがわかると思いますので、ぜひもう一度ごらんをいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 余りにも副市長の答弁は理にかなっておる答弁とは思えません。

瑞穂市の現状と岐阜市の現状を考えた場合に、岐阜市が中枢都市としてリーダーとしてやられる分野というのは本当に限られております。だから、岐阜市がやっている先行的なことに関していえば勉強する機会というのは、何も中枢都市に入らなくてもやっていけます。そして、瑞穂市独自の形のことを進めていかなければならないことが多分にあります。現在、広域で行われている消防、救急医療、もとす広域についても何も支障のないことというのは、今副市長の答弁からもわかります。

連携協定では、健康・福祉・教育・観光などの項目を精査した上で考えると、市長は6月の議会で答えていますけれども、そのようなことをどのように精査したのか。答弁で大分されておりますけれども、総括的にやられて、市長の瑞穂市の現状と、その辺のことを本当にどう思っているのか。今、重要なことは、オブザーバーでもいい、今副市長が言ったように、入らないのと、後から入ったでは損的なことがある。そうならば、各務原だって羽島だって入っているはずだし、今瑞穂市が、安八からの穂積駅への乗り入れとか、北方町、本巢の云々と、要するに、反対の形で言えば5万人の市であるかもわからんけれども、ある意味での中枢を成す市という自負を持ってしていけば、その辺のことでの考え方の違いが僕は出てくると思います。

だから、その辺の瑞穂市の特性を生かした形でやれるのには、どのような形があるのか。そして、今何も入らなくたって入ることはできる。副市長は、今入らないと協定書とかいろんな件に関して意見が述べられんと言うけれども、その件に関して言えば、副市長は過去に瑞穂市が入れば瑞穂市の主体性、そして特性、全てに関すると発言力があるはずだということを言うならば、後から入ったって発言力は出てくると思います。その辺のことで、入ることを前提にものを考えておりますけど、少し違うと思いました。

余分なことであれですが、岐阜市において市長選があります。今の現市長も立候補するかどうか表明していない。だから、本来ならばその辺のことを表明していかなきゃならんのに、この中枢都市の瑞穂市の加入を含めて、これは邪推だと思っていただければいいけれども、それに対して現市長は、こういう中枢都市をやっていくんだから、自分自身としても責任がある立場だからやりたいと。そのようなことを邪推するのは僭越かもわかりませんから、これは削除してもらっても結構ですけれども、それよりも総括的に、今瑞穂市に対して市長は何を考えているのか、何をしなきゃならないかということをもう少し決意とか云々で、とまることも決断、上程した以上には、それはこれを引き下げることはできないでしょうけれども、やはりそ

の辺のことを含めて決意というのを述べていただきたいと思います。以上。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直なところ、本当にきょうは多くの議員の皆様からいいことを伺ったと思いますし、それと同時に、どちらになろうがどうなろうが瑞穂市の立ち位置、絶対これは守るつもりですし、またしっかりと主張するつもりです。それだけは私自身も考え方ははっきりしておりますので、それと同時に先方から、またこの協約の基本になりますオプションですね。この中であくまでも市民の方、そして瑞穂市にとってこれは必要だなということ、それと同時に、やっぱりこれをおこなうならあかんということ、真剣に私はやっていくつもりです。それ以外は、岐阜市には申しわけないですけど、除外させていただきます。それぐらいの決意で思っております。どうかその部分で決意のほどは理解くださいませ。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 市長の言われていることは、余りよくわからない。部分的に瑞穂市に不利になることは協定書からやらないとか、いろいろ言われるけれども、頭は岐阜市ですから。だから、そのようなことで、もう少し具体的に云々じゃないけれど、わかりやすく言っていたければ。

ただ、最後に、瑞穂市単独でできることがたくさんあります。だから、今いろいろな議員も質問されて、いろんなことがありますけれども、今瑞穂市がやらなきゃならんことは中枢都市でやることではないのです。そうでしょう。だから、瑞穂市の将来性を考え、どのような瑞穂市に持っていきたいということを今やるべきであると思います。だからこそ、そういうことを具体的に精査して、今やらなきゃならんことをやって、それからでもその構想は現実の中に移るそのときからでも中枢都市に加入するのは遅くないと私は思っております。

なぜなら、今必要なことは、瑞穂市として単独的にやれること。教育云々でも教育長も言われるように、自分たちでやれることは自分たちでやる。そして勉強することは勉強する。そんなことは中枢都市に入らなくたってできる。だから、それと混同したような話でなくして、やれることはやるという、これが瑞穂市の立ち位置だと思います。そのようなことで、ぜひ私自身としては、よくよく検討をしたいと思っております。以上です。答弁は要りません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時50分から再開をいたします。

休憩 午後0時35分

再開 午後1時54分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第4 議案第39号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第39号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第40号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第40号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第41号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第41号平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

できるだけ簡潔にお尋ねしたいと思っておりますので、お願いします。

事業報告書の25ページですけれども、保育士の職員採用試験の実施状況というのがあります。

申し込みが28人に対して受験者数が23人、採用者数が11人となっておりますけれども、この間、

保育士の確保がなかなか難しいということが言われておりますけれども、正職員の場合でいいますと、この状況というのは、正職員で募集をかければ保育士は集まると、こういうふうに考えられるわけですが、これはどのようにしておるか。

それで、保育士が困難だというのは、いわゆる臨時採用の保育士を募集したときになかなか採用することができない、こういうふうにするんですけど、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の質問にお答えします。

ちょっとはっきり聞こえなかったところがございます、申しわけないんですが、保育士の正職員の採用が難しいという点と、補助職員が難しいという、この2点でよろしかったでしょうか。

正職員につきましては、こちらに書いてありますように、去年は28人の申し込みがありまして23人の受験ということで、採用人数11人ということでございます。もう1年前をひもときますと、26人の申し込みで24人の受験で、12人の採用というようなことでございます。

保育士にありましては、去年は3回募集をかけております。1次募集、そして2次募集、3次募集ということで。なお、3次募集にあつては年齢制限の関係を緩和しまして、45歳までということで10歳ほど緩和措置をしまして、募集をかけたところでございます。そういった中で、保育士の採用が非常に難しい、その募集の人数も非常に少ないというようなことも踏まえて、正規保育士についてそういった3次募集まで去年はかけたというところでございます。

なお、補助職員についても定期的に広報等で募集をかけたり、ハローワークへ投げかけたりということで両面でやっておりまして、随時採用、補助職員の面談等を行いまして採用しているというようなことでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次ですけれども、同じく34ページの収納事務費というところで、市民税の滞納処分の状況が報告されております。

そこでお尋ねしたいんですけれども、差し押さえ件数、債権416件となっておりますが、給与や年金など差し押さえ禁止額を超えて預金を差し押さえると、こういうことが行われているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの小川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

債権416件の差し押さえに関してということでございますけれども、まず御指摘のように給

与や年金につきましては差し押さえ禁止財産として一部が法的に定められております。その場合、直接給与あるいは年金、例えば給与支払い者に対して、本人に支払う前を押しさえに行く場合にはそういった取り決めがございまして、その禁止部分以外の部分で差し押さえをすることにも中にはございます。

基本的には、資力としては預貯金に対して残高を差し押さえさせていただくということ、あるいは生命保険など解約返戻金であったりとか、そういったものを差し押さえるということも行っております。さらに申し上げますと、預金を差し押さえた場合、例えば残額がゼロになるような差し押さえをした場合には、処分を保留しておきまして、直接差し押さえて、即時換価といいますけれども、うちのほうへいただいってしまうということではなく、保留をさせていただいて、その間に納税相談に来ていただくような方法をとっているというところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） どうもありがとうございました。また改めて一般質問で質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

次に、学童保育ですけれども、これは事業報告書47ページですね。放課後児童クラブの利用状況が載っておりますが、お尋ねしたいのは、利用者の希望をしておるにもかかわらず入れない、いわゆる保育所の未満児の待機児童じゃありませんけど、学童の待機児童ですね。これはいろいろ全国でも大きな問題になっておりますが、その状況をちょっと報告いただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、小川議員のほうから御質問がありましたことについて説明をさせていただきます。

事業報告書の47のところでは28年は348人ということで、27年は288人ということで60人もふえているんですね。特に夏休みがふえてきております。今回も夏休みのほう、本田、駅西会館をまた夏休みだけ特別開設させていただいて、対応させていただいたということです。

実際的にことしの夏休みのところだけが、生津から本田からこぼれてしまって駅西でとお話をさせてもらったんですけれども、やっぱり駅西ではちょっとという話がありまして、実際放課後児童クラブの待機というのが出てき始めたという状況になっています。ですから、今後また本田地区もそうなんですけれども、穂積地区も生津地区も考えていかないかんとというような状況になっているということです。

実際、本当は場所が変わると、小学校は夏休みのプールとかがありますから、それが利用できなくなったりとかいろいろ問題があるんです。ですから、やっぱり校区の中でおさめていけ

るような形をしてあげたいということで、今いろいろと頭を悩ませて策を練っているという状況になっています。実際、出てきているということです。

細かいデータがありませんが、生津と本田と穂積の校区で夏休みにこぼれたという方が見えます。そこを駅西会館で救いたいという対応をさせてもらったが、そこならということで御遠慮されたという方が見えるということで、待機が出ているという状況になっています。

これで説明になっていないかもしれませんが、こういう状態でございます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後ですが、事業報告書80ページなんですけど、就学援助の生徒数、扶助費が一番下に載っております。

それで、就学援助は要保護・準要保護児童に対する援助でありますけれども、80ページに載っておりますのは小学校ですけれども、児童数74人、それから右のほうに行きますとこれは中学校ですね。右下のほうは中学校になります。要保護と準要保護を合わせて40人の生徒の方がその対象になっております。

そこでお尋ねしたいんですけれども、例えば小学校の場合をいいますと、ここの74人のうちで要保護は何人で準要保護は何人かと、これはわかりますかね。資料はありませんか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） ちょっと今、その細かい内訳は持っていませんので、ごめんなさい。今ここでお答えすることはできませんので、お許してください。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと大事なこともんですから、また改めてお尋ねしますし、また教えていただけませんか。数字はすぐわかると思うんですけど、ぜひお願いします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこ。

質問するつもりはなかったんですけど、さっき小川議員のを聞いていたら、私もチェックしてあるのでわかりにくい、25ページ、職員採用試験の実施状況、7種ですね。一般行政職から精神保健福祉士、保育士とか、この7種について、申込者数と受験者数と採用者数が3つ数字が並んでいるわけですが、資料をいただいたときにどう読み取るかというのを考えるわけです。

が、よくわからなかったのは、この3つを比べて、申込者数と受験者数が違う。受験者数のほうが減るのはわかります。だけど、採用者数というのは減りますよね、もちろん。でも、定員を若干名とかと書いてあるのもありますが、何人募集したのかによって表の読み取り方が違ってくると思うんです。これを何でここに書かないのかなと思うんです。

例えば、読み取るときに一番不思議というか、解せないのは、保育士申込者数28名で受験者数が23名になったのはわかります。都合でやめたとか、よそでもう採用されたとかいろいろあると思うんですが、採用者数は11ですよ。約半分ですよ。でも、保育士さんはすごく足りないわけでしょう。だから、初め募集するのは何人だったのかを知りたいんです。

つまり、推測しかできないんですけど、試験に受からなかった人、受けた人の中で、これが何人ぐらいいるんかしらと思っちゃうわけです。例えば、採用者数がゼロのところもありますよね。一般行政職行政任期付、受験者数、申込者数ともに3だけど、採用者数はゼロですよ、一番下。精神保健福祉士も、申込者数4、受験者数3だけど採用者数はゼロですよ。これは欲しいから募集したと思うんですよ。それで、いないと人手に困るんだと思うんですけど、つまり何名募集しようとしてこのゼロになったのか、保育士も半分しか採用しなかったのかという理由が知りたいわけです。

もし、今のお手持ちの資料で募集人員、人数がわかればちょっと教えていただきたいし、わからなかったら今私が言ったような疑問ですね。何でゼロとか、それから一番欲しい保育士が受験者数の半分しかいないのか、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えいたします。

最初に、募集人員は何人だったということですが、大変申しわけありませんが、手持ちに資料がございませんのでお答えできないということですが。

ゼロ人に対してというのは、例えば精神保健福祉士ですと1人の募集をかけておりました。そんな中で先ほどもありました申し込み4名で受験者が3名、3名のうちで本来なら1名募集ですから1名が採用されていくというようなことですが、やはり試験の関係やら面接の関係やら、そういった状況を踏まえまして、将来、当然採用すればずっと正規職員ということですので、その点も考えながら採用には至らなかったというふうに御理解願いたいと思います。また、一般行政職の任期付についても、そういった形でございます。

募集については、先ほど言いました人数はちょっと記憶になくて申しわけないんですが、そういった点も踏まえて採用がなかったと理解をしていただければと思います。

また、保育士の人数が23人の受験者で11人ということですが。これにつきましても、本当の募集数が、ちょっと仮の話をしてはいかんですが、例えば13名とした場合ですと、2人採用ができなかったということになるわけですが、それにつきましてもやはり先ほど

の場合と一緒に、保育士に関しては実技試験、ピアノ、絵本の読み聞かせとか、お話とか、そういった3つの実技試験も行いながら、また試験もやり、また面接をやりということで、総合的な判断をして、この方なら正規として採用し、当然担任としてやっていただくわけでございますので、その点を鑑みて採用人数に至ったということで御理解願います。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 理由はよくわかりました。

広報にこの募集が出ますよね。募集人員若干名とか3名とか出るので、この決算のまとめには、今後、来年からはそれも載せていただきたい。そうすると、今のがよく読めるわけです。試験に受からなかった人が何人いるんだとか。

保育士というのは人数がなるべく大勢欲しいはずですので、一体何人募集したんかしらというのはやっぱり疑問に思うもんですから、募集人員が何人だったのか、若干名なら若干名でもいいですけど、それも来年度のこの決算のまとめからは載せていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 一度検討したいと思いますが、募集人員というのは、先ほども言われましたように若干名とか、正式に例えば2名とか3名とか4名とか、決まった数字で募集しているケースが少のうございます。

そういったことで、その募集の仕方の数字でよろしいのか、それとも本当の募集人員と申しますか、最後のほうにならないとわからないときも当然ありますが、こういった出し方がいいか、一遍ちょっと検討したいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） それでいいですけど、本当の募集人員と表向きの広報に出てくる募集人員というのが違うという経緯はよくわかりませんが、とにかくここに若干名でもいいですし、はっきり1人とか2人と書いてあるところもありますよね。それはなるべく、何か事情はちょっとわかりませんが、出していただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第42号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第42号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

国保会計の決算でございますが、監査報告の中でこのような指摘がされておりますので、まずお聞きをしたいというふうに思います。

監査報告の3ページでございますが、上から4行目の最後のところですね。国民健康保険会計への法定外繰り入れの基準が示された、こういうふうな文言がありますが、この法定外繰り入れの基準とは具体的にどういうことなのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたします。

法定外繰り入れ、一般会計から国民健康保険事業特別会計のほうへ繰入金をさせていただいております。その中にその他繰入金といたしまして、一般会計からの規定外といたしますか、法定で定められている部分以外の部分で繰り入れをさせていただいているというところで、その中には、今瑞穂市は福祉医療費の助成事業を行っております。これは県が助成事業として行っている分、それから市が独自で行っている部分がございますけれども、そういった助成事業を行いますと医療機関にかかる機会をふやすということがあって、それに伴って医療費が増大するという考え方がございます。これは波及増といたしますけれども、その波及増があることによって、国としては支払う金額が増加すると。医療給付で国の負担分があって、それを支払う額が増加するので、それは市町村なり県なりが行うことについてはとやかく申しませんが、そこに影響のある部分に関しては国庫負担金を減らしますよという施策をとっております。

そうしますと、国から入ってくる負担金が減った部分に関して、市の施策ですので、市の一般会計から国保特別会計のほうへ繰入金として、一般会計からすると繰り出しということになりますけれども、その負担部分について今までの考え方、実際に本当に国の減額、さらにはそこへ県が自分のところの事業で影響を与えているので県も2分の1はその影響部分を補填しますよということでやっている。その最終的な残額については、そういう施策のための一般会計の負担分として認めるけれども、それ以上に実は繰り入れをさせていただいていました。

その部分に関しては、法定外繰り入れのさらにその中で赤字補填的な役割をしているよというところ、目的が赤字補填的なものですよということが、国の指導もあって県のほうから示さ

れたと。それについては、本当に赤字であればやむなしというところがございませうけれども、27年度、28年度の会計もそうでございますが、黒字の決算をさせていただいているのに赤字補填という仕分けをされてきたことについて、そのまま継続するというのはやはり好ましくないというところで、28年度は補正をして見直しさせていただいたというところで、そういうことを監査のときにも御説明申し上げておりますので、そういうことが書かれているというふうに理解しております。以上で説明とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁していただきましてわかりました。

それで、それに関するところで、決算を見ますと繰入金3億9,300万何がしになっておりますけれども、お尋ねしたいのはこの3億9,300万何がしの中に赤字補填を目的にした繰り入れが含まれておるのかいないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 事業報告書の97ページの一番下の部分をごらんいただきますと、他会計繰入金、一般会計の繰入金でございますが、その主な内容というところで内訳を書かせていただいております。

その中の下から2行目、その他一般会計繰入金というところがございませう。これが今年度3,454万8,000円というところで、これは今説明をさせていただいた見直し後の金額ということで、基本的にはいわゆる赤字補填、決算補填と言われる額は含まれていないというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次、お尋ねしたいと思いますけれども、平成27年度と28年度を比べてみますと、繰入金は約1億円にもかかわらず、繰越金は、去年も私、多いなというふうに聞きましたけれども、さらに多くなって1億円もふえて3億9,600万、約4億円もの繰越金が出ております。

これは私はちょっと異常だなというふうに思います。本来は収支がバランスとれたものでよいはずなのに、こんなに繰越金が出るのはなぜかと。一般会計からの繰り入れは減っておるにもかかわらず、逆に繰越金がふえておるのは、なぜこの繰り越しがふえるのかということは答弁していただきたいと思っておりますけれども、やっぱりこれは保険税が高過ぎて取り過ぎたんじゃないのか。そのことがこの決算によっても明確ではないかと思っておりますが、答弁していただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問ですが、繰入金については今御説明したような内容の見直しをかけ、約1億円の減額、27、28を対比しますと減額になっています。

ところが、繰り越しに関しましては、27年度約4億に対して28年度4億7,400万ということで、8,000万ほどの増額にまたなってしまうというところで、理由として考えられるところということで御説明申し上げたいと思いますが、今、国民健康保険の被保険者数が年々減少しております。ということになりますと、歳入の規模的にも、それに合わせた保険税ほか交付金とかに関しても、94ページを見ていただきますとわかるように、全体に減っています。約1億円の合計が減額ということになっていますけれども、約1億1,000万になりますかね。

収入が減ることに対して支出のほうですが、特に保険給付費のところを見ていただきますと、27、28を比較しますと約1億3,000万円の減額になっております。以前の傾向ですと、1人当たりの給付費を見ますと右肩上がりですとどんどん1人当たりが増加してきておまして、加入者の減少に、要は被保険者の減少に比ばまして保険給付が下がらないという状況でございました。

ところが、27年度、28年度のところでは1人当たりの給付費の増加が随分おさまってきて、その関係で歳入のほうも減っていますが、歳出のほうはさらにそれよりも減るという状況が27年度、28年度継続して発生したことによりまして、繰越金が増額になるということが起こっております。これに対して、保険税率が高い、保険料が高いのではないかという御意見もあろうかと思いますが、決算の状況を見ると全体としてはそうでもないのではないかというふうに思っております。

ただ、事実として繰越金が増えているという現状ですので、30年度の国民健康保険の県単位化の機会でございますので、今年度については運営協議会のほうに諮らせていただき、こういった状況も踏まえながら税率の改正に向けて御協議をいただくということを行わせていただいております。

それと、もともと繰り越しの部分につきましては、年度当初の資金繰りの難しい時期に乗り切る必要がございますので、できれば3億ぐらいの繰越金があるとその資金運用がしやすいというところで、もともと繰り越しがありきというところはございます。

ただ御指摘のように、27年度、28年度については増額になっているというところで、先ほど申しましたように、そういうところも含めて運営協議会のほうでお諮りをして、税率をどうするかということをお協議いただいている状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今御答弁をいただきましたけど、私がなぜこんな繰り越しが多いのかと、これはやっぱり国保税が取り過ぎではないかということに対する御答弁でしたけれども、今答

弁していただきましたけど、ちょっと納得がいける理由ではないですね、残念ながら。

保険給付費も減ったといっても1,000万円しか減っていない。一方で、繰り入れのほうは1億円もふえる。これは数字からいってバランスが説明できない。なぜこんなにふえるのかということについていうと、保険税が高過ぎるという理由のほかに私は考えられないというふうに申し上げておきたいと思います。

それから今、最後のほうで言われましたけど、この繰越金を活用して税率の改正を行うということです。中身については答弁をされておられませんけれども、あわせてこの基金も去年よりまたふやしましたね。去年は5億1,000万円でしたかね。今度は5億3,000万円の基金になっていますよ。補正のことは議案が違うところですけども、なおまた1億円積み立てるわけなんですけど、この基金はどれだけ積み上げられるのかと。そして、どのように活用されるつもりなのかと。

そもそも、もともとは市民の皆さんが納められた税金だと思うんですね。ですから、それが取り過ぎてたまってるのであれば返すのが当たり前、市民の皆さんに還元するのが当たり前ですわね。そういうところからいったら、どのように基金を活用されるつもりなのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 基金のほうでございますけれども、今28年度末でおおよそ5億3,000万円というところで、これに関しては今の保険給付費の年間平均の2カ月分ぐらい、要は6分の1程度を保有しておきたいと。これはいざ流行疾患等で給付が激増したときには、そういったものを持っていないと対応できないというところで持たせていただいております。

ところが、先ほど申しました30年度県単位化が実現されますと、今岐阜県としては県単位化に向けて、来年度から県単位化ということで国保事業の見直しをしていくというところで全体として動いておりますが、その中で県の役割、それから市の役割ということが明確に示されておりまして、保険給付につきましては給付の額の決定等、レセプトを審査して給付の額の決定をするのは市町村で、給付をするのも市町村ということになりますけれども、その給付に必要な費用を全額市町村に対して県が支払うということになりますので、そうしますと今私が説明をさせていただいた今年度までは市が給付全額を面倒見るところがございまして、そういった異常事態のときに給付を支払えないということのないようにという説明が、30年度からは県単位化によって違うということになってこようかと思っております。

そうしたときに、じゃあその基金をどうするんであるかということですが、考え方が切りかわってきますのでそういったところも含めて、例えば基金を若干取り崩して歳入不足の補填に充てるとか、そういったことも担当部署としては原案を作成させていただくわけですけども、これも国保の運営協議会のほうで協議をいただくべき事項に上がっておりますので、今年度、

今2回済ませまして、第2回の内容につきましては文教厚生協議会のほうで御説明を申し上げてから議員の皆さんにも資料配付をさせていただきたいと考えておりますけれども、今後の課題として、そのことも含めて運営協議会に案を出させていただきながら御協議していただく。今のところ考えておりますのは、歳入不足のおそれがありますので、そういったことの一部、少しずつですけれども補填に充てるというところを含めて資料を作成しようということで考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 保険税は取り過ぎて基金にため込んだと、ちょっと表現が悪いかもわかりませんが、実態はそうですよね。

それからもう一つは、この間の国からの低所得者への交付金、国は1人当たり5,000円の保険税の引き下げの効果があると言われましたけど、3年連続でこれも使わずに結局は繰越金をたくさんつくって、それをまた基金に積み増すというような経過を見ていると、この基金を活用して低所得者、保険税が高い、なかなか払えんぞと、こういう人たちに対する保険税の引き下げのために使っていく、これは当たり前のことではないかなあというふうに思いますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいというふうに思っております。

今、都道府県化の問題を言われましたけど、今度12月議会になるんですかね、次の議会は。県が示す試算も、保険税がどれぐらいになるのかという試算も出していただいて、あわせてこの基金をどのように活用していくのかということも報告していただいて、議会で議論できるようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第43号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第43号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第44号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第44号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第44号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑をいたします。

一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書は監査委員から出されております。監査委員の意見書には、ページ1にありますように、予算の執行においては学校給食事業特別会計を除き適正に行われているとあるが、学校給食事業特別会計は不適切であると言われております。

さらに3ページには、健全な事業運営を平成25年度以降、決算審査意見書で強く意見してきたところであると述べております。さらには、例月現金出納検査においても、再三再四指摘したにもかかわらず、平成25年度以降最大の実質収支額911万8,006円となってしまったと意見書では書いてあります。

平成25年度以降、支払いが困難になり、請求書を分割して翌年度に支払いしたり、瑞穂市校なる取り組みをして夏休みの終わりに登校し、8月に給食を提供したこともありました。これは責任ある運営がなされていないということであると思います。

今回この繰越金ですけれども、教育長さんじゃなくて副市長さんにちょっと御見解をお願いしたいんですが、この繰越金九百何万についてはどのような御見解かお聞きをしたいと思えます。

以下については、自席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、松野議員のほうから繰越金の911万の捉え方の御質問をいただきました。

911万でございますが、過年度分の保育料の滞納整理を力強く言ってきました。418万5,000円入っております。それから、前年度の27年度分のほうから240万6,000円が入っております。その点もありまして多くなっているということがございます。

ただ、とにかく給食会計は単年度主義ですので、そこに入った分をその子供たちに還元する

というのが会計の流れでございますから、もう少し積極的に28年度は打って出るという方向性をとらなきゃいけなかったんでしょうけれども、なかなか余ってしまったという現実でございます。

ですから、その辺の現場だけを置いていくのではなく、組織全体として見てくださいねというのを監査委員のほうからもいろいろ指摘されております。その警告で、例月出納検査の中でもあったんですが、なかなか人的な問題とか課の連携とか、私が見ていてまずいところがあったと認識しております。

ですから、今年度に限りましてはこの911万という数字は、またこの年度でできるだけ材料費を上げることを通して、なかなか何か物をふやすということはカロリー上の問題があるんですね。ですから、安易にふやすわけにはいかないんですけれども、素材を上げるというような手で執行していける、よいものを提供するという形で使っていきたいなというふうに思っています。そういう思いで、私どもは教育委員会のほうは911万というのを認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。御理解お願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次長さんから滞納処理とかなんとかかんとかと言われておりますけれども、監査委員はもう数年前からいろいろ再三再四指摘をしておるわけですね。

これは教育委員会側からの立場としてのお答えですけれども、行政側といいますか市としては、副市長、どのような考えでしょうか、この九百何万というのは。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 学校給食会計におきましては、ただいま御指摘がありましたように平成25年度以降、いろいろな問題等がございまして、体制を固めてきたというところでございます。そういう点では御迷惑をおかけしたかと思っております。

そんな中で、昨年についても、今少し次長のほうから説明をさせていただいたところでございますが、昨年も振り返りますと野菜が非常に高騰して乱高下したと。そうした中で、他の県では給食を取りやめて弁当ということもあったかと思えます。給食センターのほうも、そういうことも含めて十分注意をし、また監査のあるたびに報告をしておったところではございますけれども、そうした中で、途中までは順調に来ておった部分があるかと思えますけれども、やはり最後の詰めになったときに心配になった事案が出てきて、今のような結果になったかと思えます。

最終的には、昨年度集めた給食料でおおむねの給食費を賄ったということではございますけれども、全体では900万ということですので、今後とももう少しきちっとした適正な管理をするようにということで、給食センターのほうの体制についてもまた今後協議をしていきたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 給食費はお子さんから賄い費ということでもらって、単年度収支プラス・マイナス・ゼロといいいますか、繰り越しをつくらないというような格好でやるのが現実だというふうに思いますけれども、次長の先ほどの話ですと、徴収強化の話も出ておりました。給食負担金が486万5,761円ふえておるといことですね。なおかつ、給食事業費に至っては291万8,637円減少しておるんですよね。

要は収支プラス・マイナス・ゼロといいいますか、そういうふうに持っていかなあかんですけれども、このように九百何万つくったということですね、繰越金を。これは誰の責任になるんですか、要は。責任の所在がはっきりしないということですよ。

ということは、数年前の話を持ち出しますけれども、平成27年の3月定例会で私は質問しましたですね。不正経理の話、給食センターの。要は、26年の3月に支払うべき給食費といいいますか、事業者に支払うお金を、お金がないということで26年の4月分だというふうに操作してやったんですね。そうして黒字経営ということをしましたね。要は25年度決算をすると赤字になります。ですから、その3月分の請求書を2つに分けて、当年度いかにも94万の黒字だと、こうやってきましたね。

そのときに、教育長さんの答弁でしたか、責任を重く受けとめておるといだけで終わっておるんですよ。これは教育委員会の給食センター関係の方の責任だと思っるんですよね。そこら辺の責任が曖昧になっておるんですよ。

ですから監査委員が言っておるように、再三再四いろいろ言ってきましたけれども、いまだかつてちっとも給食のほうは改善されていませんと、特別会計は。ほかのほうは適正にやっているとっていますね。

副市長、そこら辺どうなっておるんですか、責任の体制は。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 給食の事業費のほうの調整は、教育総務課のほうと給食センターと現場と事務局のほうと両方で確認をしておりますので、そうした中で進められておるといこと。そして昨年につきましては、債権管理で放棄できるものとそうでないものをしっかり整理しましょうということ、全庁挙げて進めてきた中で、給食会計のほうについても過年度の収入が少し多かったという部分があります。

これらの入ってくる量と時期というのもありまして、全体的には少しふえたという状況でございすけれども、このことを除いた中では、先ほどちょっと申しましたように野菜の多少乱高下があったのも事実でございす。そうしたことのないようにということ、昨年度も進めて

きましたので、今後はもう少しきちっとできるだろうと。体制としては以前に比べて、大変申しわけないことが前回はあったわけでございますが、そうした体制を見直したということで進めていますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 井上監査委員は当市の監査を長くやられておられて、実態をよく広く深くいろんな部分において知っております。そういった監査委員がいろいろ指摘とか指導をしているんだから、ましてや外部監査を入れるわけにはいきませんので、とりあえず今の監査委員の言われることをよく聞きながら、過大に言っておるというふうには私は思っておりませんよ。監査委員がいかにも大きなことを言っておるというふうには解釈していません。これは瑞穂市の実態をよく見ながら、瑞穂市をどうしていったらいいかということを考えてやられておるということですね。そこら辺をよく加味しながらやってほしいと思いますし、やはり悪かったことについては、その責任というのはやっぱり懲罰あるいは懲罰委員会か、何かそういうところでしっかりやらなあかんということですよ。示しをつけなあかんですよ。

今までも、例えば軽易なことであれですけれども、専決処分で交通事故等いろいろありますけれども、あれでも簡単に終わってしまっておるんですよ。本当はそういうところのテーブルへ出してやらなあかんというふうには気持ちを持っているわけですが、やはり行政に対して不信を抱くようなことをやっていただくと困りますということで、御注意を申し上げて終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第45号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第45号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第46号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第46号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第47号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第47号平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第48号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第48号平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第49号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

1件だけ、ちょっと質問をさせていただきます。補正予算の32ページ、ちょっと見ていただきたいと思います。

債務負担行為の中で金融機関から瑞穂市土地開発公社に対する貸付金、債務保証10億円、平成29年度から返済年度までということで発生をいたしておるわけですが、これは別に現金支出が発生するわけではないわけですから債務不履行になったときにはその連帯責任を負うというわけなんですけど、具体的にどういう事業が、私の認識ではこの土地開発公社というものは現在休眠状態だというふうに私は認識をしておるわけなんですけど、そこら辺御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えします。

杉原議員の言われましたとおり、32ページの金融機関から土地開発公社に対する貸付金の債務保証ということで10億円の上限が定まっているということで、上限でございますので、毎年のように同じような金額でございますけど、なっている状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 土地開発公社に対してですよね、貸付金10億円。違いますか、これ。金融機関が瑞穂市土地開発公社に対する貸付金でしょう。枠をただとっているというだけですか。実質的な事業は何もやっていないので、これはどうして何も事業をしていないのに債務保証のこういう事項が入っているんですかね。何もやっていなくて、そんなことを一々列記することはないと思うんですけど、そこら辺の御見解をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 土地開発公社の債務保証の上限ということでございますが、実際に土地開発公社で土地を買おうと思いますと、こうした保証が、買う土地の代金がなげないかと思ひますし、最終的に何を買うか、そしてそれを一般会計で買い戻すかということが必要になってこようと思ひますので、そうした旨もまた予算等で正式には皆さんの議決をいただくこととなりますので、ただ今現在は確かに、実際に今でも動かそうと思ひば動かせる状況になっておるということで、おおむね目標としてはこの10億円ということで上げてあるわけでございますけれども、実際に動かすときにはきちっとまたどういふ土地をどのくらいの金額で買って、この保証費がいいかどうかも含めてまた御協議をいただくことになろうかと思ひますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 要するに架空の取引ということなんですよね、今現在は。そういうことですよ。10億円ということを持た帳簿上に載せておるだけであって、だから今のお話ですと、具体的にそういうプランが出た段階でそういう債務保証というのはそこで発効させたいかがですかね。こういう紛らわしい行為を事前にやるんじゃないかと。一般的にはこういうことは余り、私も社会人でいろいろ会社でこういう経験はしておるんですけど、こういうケースは私はまれだと思うんですけど、いかがなもんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって、土地開発公社を活用しようという意向はまだまだ考えております。具体的にいきますと、今後出てくるのは下水事業等が出てこようかと思っております。

そして、今現在では土地開発公社はどういうときに使うかといいますと、以前は土地がどんどん上がるときには先行投資ということで、こうした土地以外に公共施設等いろいろできたわけでございますが、今現在は土地がどちらかというところ下降状態のところでございますので、いろんな事業を進めるに前もって先行取得して進めるということにはよほど慎重でないといかんということで、一応目標として今この数字が上げてあるということで御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 副市長と私との見解の相違ですから、それはそれとして、私は今度の新しい例の工業団地造成のあれかなあと、なかなかクイックレスポンスでやられているなあと期待をしておりましたんですけど、そういう架空の取引ですからそれはそれとしてあれですけど、よくわかりました、事情は。そういうことで理解にとどめておきます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 当然、ある程度の計画が立って、ある程度まとめた土地をとということになれば土地開発公社を使うということも非常に有効だと思いますので、そうしたものも含めて土地開発公社もまだ今現在具体的には進んでいない事業もありますけれども、進める事業としては今言われたような企業誘致の場合ですね。土地を集めるということには非常に有効だと思っております。

ただ、長い間塩漬けにするということではなくて、計画をしっかりとってそれなりに企業誘致をするということを使うことはできると思っておりますし、使う必要があろうかと思っております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

予算書28ページを見ていただきたいんですけども、体育施設費で（仮称）中山道大月多目的の広場基本計画等作成業務委託料で700万円計上されています。この件で質問させていただきます。

皆さん御承知のように、この大月運動公園については当初、市民団体というか市民の皆さんがトラックの建設について議論というか、我々は余り知らないと、議論が不十分だということでも多数の署名があり、一旦白紙にされたという経緯を踏まえて、今回この基本計画の作成業務を突然するという事については、まだまだ市民の方の意見が酌み取られていないと思います。パブリックコメントをしたり、地元の方の要望書が出ているというのはわかりますけれども、瑞穂市全市民の方というか、ちょっと大げさですけども、前回署名を出されたのは、自分たちは知らないという中でああいう署名が集まったと。

そういう意味では、この大月公園の利用については、タウンミーティングとかいうやり方である程度市民の方と直接意見を募るといような形を踏まえることが、そもそもこの大月の白紙に戻ったという経緯からしてもそういう過程をとるべきだと思いますけれども、その意向については、もしこの業務委託の中でそういう形で市民の声を聞くというやり方をとるのであれば、それはそれで私はいいと思いますけれども、その辺の業務の内容についての委託の方法についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回の鳥居議員の御質問に御説明させていただきたいと思います。

一旦白紙になりましたが、また私どもの生涯学習課のほうで意見を聞かせてもらったりとか、パブリックコメントをとらせてもらったということで進めてきております。その流れが今のところあるということですね。それを踏まえまして、昨年パブリックコメント等々をやりまして、地元自治会からの要望書とか中学生による提案だとか、庁舎内の検討会だとか、そういうものを作って、おおむね芝生がある公園、みんなが使える公園、若者から年寄りまでという形がつくられてきております。

その流れがあって、今度はそれを今回の補正予算に上げさせていただいて、皆さんからの意見も具体的な意見を絵に描いて、それを示してまたパブコメをとってという形で、プロポーザルで仕事をやってもらう業者さんを選ぶんですけども、私どものほうから条件をつけさせてもらって、現況把握だとか計画内容の検討だとか、そして鳥瞰図をつくれだとか、あとイメージを作成しなさいだとか、そういうものをやらせてもらって、また皆様に御提示するということとなりますので、全く最初からというわけにはいかないです。こういう今までの流れがあってやっておりますので、またここでもパスができましたら意見を聞かせてもらいますので、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

やっぱりある程度時間がたち過ぎておりますので、意思形成をここで固めたいという思いがあります。どうしても教育委員会のほうで形としてはまとめたというふうに思っていますので、何とかこの補正をよろしく御理解願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） この基本計画等と「等」という文字が入っているんですけども、例えばパース等イメージをつくる前、またはつくった後、市民に説明というお話の中でなるべく広い市民の人の声を聞くというニュアンスをおっしゃいましたけれども、その中でタウンミーティング的に本当に幅広く声を聞いて最終的にある方向性を持ってまとめていただけるという理解でよろしいんですね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 出させていただく絵に関して、また皆さんの意見を聞くということは、やりなさいというふうに業者のほうには指示しますので、それをもって一番やり方が、意見の集約の仕方が上手だったとかというところも点数に上げさせていただいて、いいところの業者を選ばせてもらってその意見を酌むような、そういう業者さんを選ばせてもらおうと思っていますので、その意思というものは酌んでおるつもりでおりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

一般会計の補正予算について、お尋ねをしたいと思います。

補正予算書の21ページですけれども、民生費、ひとり親福祉費というところで委託料399万6,000円という予算が計上されておりますけれども、これは学習支援事業等委託料というふうになっておりますが、せんだっては、これは貧困の子供たちの実態調査を行うものであるという説明がございました。

そこで、私がお尋ねしたいと思いますのは、12ページですけれども、歳入のほうです。

歳入のほうを見ていただきますと、国庫支出金、児童福祉費助成金、地域子供の未来応援交付金299万7,000円というふうになっております。私、前回の3月議会で子供の貧困調査を行うべきではないかというお尋ねをしたところ、できれば地域子供の未来応援交付金を活用できれば貧困の実態調査を行いたいという答弁がございました。

そこでお尋ねをしたいと思いますのは、この地域子供の未来応援交付金の助成に至る経過を報告していただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の御質問にお答えをいたします。

補正予算書21ページにございますひとり親福祉費の学習支援事業等委託料となっておりますが、この学習支援事業を特に行うというわけではなく、今御質問にもございましたとおり、6月議会の一般質問において小川議員のほうから子供の貧困調査をというような御提案がございました。その際に私のほうからお答えした答弁が、地域子供の未来応援交付金の活用ができるならば、この子供貧困調査を行いたいというような答弁ということで、小川議員さんのこの調査の必要性ということをおっしゃられるにもかかわらず、どちらかという行政の財源確保の観点から答弁してしまったということで、大変失礼な答弁をしたというふうにその後感じておりました。

その後、6月以降、県のほうに早速出向きまして、この調査をどうしても行いたいということで、9月補正に計上するという事で県のほうから確約をとって、今回この9月補正に計上したという次第でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

私、本当に子供の貧困実態調査は、今言われましたように何としてもやっていかなきゃならない緊急の課題ではないかなというふうに思うんですね。子供の貧困をそのまま放置しては、日本の社会そのものが、あるいは瑞穂市そのものですが、社会の持続的発展はできない、こういう問題ですので、ぜひ貧困実態調査は成功させていただいて、この克服の課題を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算について、二、三、質問をいたします。

補正予算書の17ページでございます。

歳出で款2の総務費、総務管理費、目でまち・ひと・しごと地方創生推進費の委託料1,312万円について、先日の会派説明ではちょっと詳しく説明されなかったというふうに存じますので質問するわけですが、この設計監理委託料222万円については消防団の旧第2分団の詰所を活用するために改修するというお話を聞きましたが、これについて詳しくお願ひをしたいと思います。

以下については自席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいま御質問のございました設計監理委託料について、お答えさせていただきます。

先ほど御質問にありましたとおり、この委託料につきましては旧の第2分団の車庫を改装するものでございます。これにつきましては、昨年度まとめましたJR穂積駅圏域拠点化構想の中のすぐに取り組むべき事項の中で、にぎわいを取り戻す、あるいは周辺の方々の生活に対する支援ということで取り組むものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先般の会派説明のときには、多分企画部長か誰かがお話をしたと思いますけれども、企画監からは当日出席がなかったもんで聞けませんでしたけれども、今のお話ですとこれは地方創生拠点整備交付金、申請額1,434万9,000円、穂積駅前賑わい創出施設整備を申請、以前しておったんやね。その関係だというふうに思いますけれども、このときには不採択になったんやね。これの根拠となるのは、第2分団の車庫を改装して利用すると。青果など生鮮食品の販売や葬祭などの貸出用多目的をするためのスペースにこの第2分団を利用するというで間違いはないですね、第2分団は。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） はい。今回の目的につきましても、同じように野菜の販売だとか地域の方々の憩いの場、そういったものを形成したいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そういうことを含めて、国のほうへ申請したやつが不採択になったんやね。採用されなかったんですよ。

今度は何か名前を変えて、もう一回今度は県のほうへ補助金をとりに行ったんやね。地方創生事業の採択を受けるには、やはり当初は大変厳しいものがあったということは承知をしておりますが、現在はかなり甘くなっていると聞いております。

不採択になった事業でもあるにもかかわらず、こうして今回222万の予算計上をしている。この理由がよくわからないし、これについての財源というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 国のほうの採択につきましては惜しくも不採択になりましたが、今回この拠点化構想をまとめるに当たって、国の財源が得られないから中止するというのではなくて、この構想を着実に進めるためにも実施するものでございます。

また、財源につきましても、今回、県のほうに清流の国ぎふ推進補助金というものを申請してございまして、先日ではございますが、その内示があったことをお伝えいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 13ページでは歳入のほうをうたっていますので、これは県から補助金が来るという話です、2分の1。これは平成27年4月1日の制定の要綱を持ってきましたけれども、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金交付要綱、これに基づいての申請で2分の1の補助金が県から来るということであります。

この第2分団の詰所にそういった近所のスーパーとかいろんなものがないから、そこにつくるといような関係ですが、この詰所自体が狭隘というのか、狭いような感じをするんやね。どのような事業を誰が行うのか。市はその事業主であるかしらんけれども、それを実際に運営していくにはどこかの第三セクターを使ってやるのか、誰かがやるのかちょっとわかりませんが、そこら辺はどういうふうになっている。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今回、第2分団を改装いたします理由といたしましては、空き店舗利活用コンテストに活用するものでございます。

そうしたことから、あのところを民間の方々にお貸しして、その方々が穂積駅周辺で今後も店舗等を新しく設けてにぎわいを取り戻していただくと、そういったものに使用するものでございますので御理解のほどお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 民間に貸して運営をしてもらおうということですので、要はこれは中身の事業はまだ詳しくわかりませんが、売り上げというのか売上高が出てきますでしょうね、いろんな関係で。ただで葬祭をやるわけじゃないですから。そういった場合の利益というのか、そういう運営の状況というか経営の状況に対する、やはり補助金をもらっていますので、そういったものについての県への報告というのは多分この補助金の要綱の中にあると思うんですけども、それは事業主からというのか、民間から市へ来て、市が県のほうへ報告するのか、事業を。これ毎年だと思わすんですけども、どのような運びになるんでしょうかね、こちら辺は。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） そのあたりの手続につきましても、今回の予算が通ってから県のほうといろいろ協議したいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 予算が通ってじゃなくて、これもう県から来るんでしょう。来ておるんやろう、違うの。あとがうちが実行するだけの話やないかね。予算は来ておるんやないの、おかしいんやない。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） あくまでも県のほうの内示をいただいておりますけれども、市の部分についてはまだ議会の承認を得られておりませんので、そのような御答弁をさせていただいたところでございますので、御理解のほどお願いいたしたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 駅周辺にはそういったお店がないということで、気持ちはわからんことはないですけれども、周辺にもスーパーとかコンビニとかいろいろあるわけですね。健康な方は高齢者であってもそこまで行けるといふふうには思うわけですね。

わざわざその詰所をそういったものにするんじゃなくて、駅前の開発とかJRの拠点化整備とか、いろんな瑞穂市の駅前のことに対する展望といいますか、そういうことがあるわけですね。そういうことも踏まえ、そして瑞穂市民といいますかJRを利用する人、当市の方ももちろんですけど近隣のまちの人も見えるんですけれども、そういういろんな施策をしないと瑞穂市というのは何だと、ちっとも合併してから何も変わってないんじゃないかと、活性化も活力もない、昔のままだと、こういうふうにも思われがち気がするわけですよ。そんな葬祭所をつくったって、僕は余り意味がないというふうには思います。

駅前周辺の全体を考えて、人の集まりやすい何とか何とかと呼び込みもありますけれども、とにかく魅力ある瑞穂市をつくるためには、やはり駅前の地をもっと開発しなあかんと思うんですよ。今からでも遅くないですけど、この事業については私は必要性がないというふうには考えますけれども、企画監としては、これはどうしても要るわけでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 私どもの説明がよくなかったかもしれませんが、このにぎわいを取り戻すために第2分団の車庫を活用した空き店舗利活用コンテスト1つのみを今検討しておるわけではございません。そのほか、30ほどいろいろ議論しておる中でございます。

そういった中で、昨年度から市民の方々から御意見をいただく中で、やはりそういった生活に困っている、それがゆえに駅に出てくることもなかなかできない、そういったこともいろいろ聞いておる。そういったことから、それを一つでも早く解決しよう、あるいは駅前の暗さをもう少し早く解決しようと、そういった中で動いておる一つということで御理解いただければと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私ばかりお話ししておってもだめですので次に行きますけれども、次の業務委託料の民間施設活用事業、これは440万円上がっておりますけど、これは何に使うお金でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

民間施設の活用事業ということで、440万ということでございます。これにつきましては、今予定しているのがさい川さくら公園で行う、昨年3月にマルシェというのを土、日2日間行いましたけど、今回、この440万につきましては、7ページにございます繰越明許費の中で総務費、総務管理費、先ほどの18ページに絡むところでございますが、地方創生事業ということでございまして1,889万円の繰越明許費を掲げております。その中の一つということで、来年市制15周年ということで迎えますので、5月1日前後に市制15周年の週間という意味で、休みの最初の部分とか最後の部分といったその週にそういったマルシェを行うと。

このマルシェにつきましては、この前初めて3月に行ったわけでございますが、非常に天候には恵まれたんですが、やはり風が強くて、もう少し暖かいときにやれないかという御意見をいただいたところです。4月には桜の季節もございまして、周辺の桜のお祭りやいろいろ重なるということもありますし、年度当初ということもありますし、いつやったらいいのかなあというところで一応吟味したところでございまして、15周年をちょうど5月に迎えますので、その前後で行いたいということで、今回、繰越明許費も計上させてもらいながらこの事業をもう少し15周年に合ったものにしていこうということで、さい川さくら公園で行うイベント等で考えたところで440万、そういった絡みでございまして。もう一つ、440万円についてはそういったことでございまして。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） このさい川さくら公園でのイベントを5月にやるというお話ですね。

これは来年の30年の5月ということやね。平成30年やね、そういう意味やね。これは平成29年度の当初の予算に入っておるんやね。

そのお金は別として、1,889万という地方創生事業費で繰越明許だと。平成29年度に今のさい川さくら公園、5月でやるやつと、また最近の広報の中に入っていたですね。9月の十何日にやると、事業。何か当て字で書いたような犀川何とか、さっき持っておった、どこへ行ったね、あの紙は、チラシ。あれも29年度の当初予算に入っておるんやね。ちょっとそこら辺は、29年度どのようなイベントで地方創生事業の中の民間施設活用事業、ちょっとその説明

をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 少し説明不足の点がございしますが、御容赦願いながら、7ページと先ほどの18ページと両方見ていただくこととなりますが、1,889万円の内訳につきましては、当初のマルシェの部分の繰り越す組み替えの部分が760万円でございます。

また、先ほど説明しました増額といいますか民間施設活用事業として440万円の部分、またもう一つ下でございます合併・市制15周年記念事業で650万と、この3つを合わせたものが1,889万円ということでございます。

それで、先ほど松野議員が御質問されましたことしのマルシェはどうなるんだというお話でございますが、29年度ということですが、当初3月を予定していたわけではございますが、先ほど御説明したようにちょっと寒い時期なのでというお話がありましたので、その760万も繰越明許の中に入れておきながら、一体となっていきたいということで合わせた1,889万ということでございます。マルシェの部分が760と440を足した金額で、民間施設の活用事業ということで合わせて1,200万円ということで考えております。

今回、土、日、月の9月16、17、18の3日間のイベントにつきましては、各世帯にチラシなどが入ったかと思えます。広報等に一緒に入ってきていると思えます。これにつきましては、民間業者が自分たちの力で自分たちの予算で行うということで、PLANT-6の駐車場も活用しながら、さい川さくら公園で行うということで、昨年の瑞穂市が開催しましたさい川さくら公園でのマルシェの状況を見ながら、民間が自主的に、せっかくああいったい場所があるのであそこで催し物をしたいというようなことでございます。そういった事業でございますので、民間が主体となっていく事業ということで、そういったところに市としては後援といえますか、そういった形で一緒に支えていくといえますか、後援の申し出もございましたのでこういうふうになっているかと思えますが、そういった民の力でやっていただく事業と理解していただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと再確認しますけれども、1,230万の話ですけれども、当初予算といえますか、これには760万円で今回の追加の440万円で1,200万、こういうふうになるわけですね。でいいんやね。

そうしますと、さい川さくら公園、これ5月4日と5日と6日と、これ3日間、平山さんと呼んでやるというお話でありますけれども、これの事業費と9月の事業費とマルシェ、これマルシェとさい川のこのやつと上積みをするというのか、ちょっとどういうふうになるのかなあ、ここら辺は。

さい川で760万かかるのか、5月4日の部分に対する440万円なのか、そこら辺ちょっとわかりにくいのでお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） まずちょっと期間のことですが、まだ未定ですが、先ほど言いましたように5月1日前後に行いたいということで、当初、この連休は4月30日が土、日かと思いますが、そこで始まりましてこの連休は5月6日が日曜日ということでございますので、今のところそういった土、日の利用で4月の末と5月の6日ごろを確定しながらイベントを考えていくということでございます。

また、そういった中でもう少し期間が延びたり、例えば4、5、6とかいうようなこともあり得るとは思いますけど、そういった形で1週間を市制15周年のイベントの週間の中でのイベントということで理解していただきたいと思ひますし、先ほど言いました760万円と440万でございますが、当初の予算については多世代交流事業ということで、760万円のうち500万円が多世代交流事業とかあるいは広報事業で60万円とか、そういった合わせたものが760万の予算でございますので、そういった事業とあわせ持って今回440万円の補正をさせていただきながら、一緒になって合わせた金額としては1,200万円の中で事業を展開していくということでございます。

多世代交流と民間施設の活用事業ということで御理解を願いたいと思ひます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これって事業ごとのお金というのは、どのように振り分けされておるんですか。

要は、当初予算に計上されておるんやったら、なぜ440万円追加するかということや。おかしいんだよ、追加するで。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、当初予算760万は款項目については同じではございますが、ちょっと事業コードが違うところに予算化がございまして、それを合わせて今回の予算の民間施設活用事業というようなことで、こういった形で同じようなところで同じ事業として取り扱っていくというふうに組み替えをしているところでございます。そういった形で、先ほど来言っておりますさい川さくら公園を含めたものでございます。

もう一つ下にあるのが15周年事業ということで、合わせて先ほど来お話ししました1,889万の債務負担行為の金額となっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が言っているのは、例えば9月にやる何とか食べようかなというようなチラシがあったですね。これ本当に当て字で書いておるのか、彩（さい）と言っておるのか、何て言っておるやしらんけど、清流グルメ祭り、これがあるんやね。これで幾らお金を使うかと。犀川の5月にやるで幾ら使うとか、そういう事業ごとにちょっとお金を出してくれと言ったんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 市のほうはゼロ円です。9月16、17、18については、市は予算はございません。民間という言葉を使ったので申しわけないんですが、民間施設活用事業ということで、前は例えばボウリング場を活用してボウリングで昨年事業を展開しておりましたが、そういったことで民間施設活用という事業がこういった言葉になっております。その言葉を継続して使っているというのが現状ですが、先ほどのチラシについては、全くの民間が自主的に自分の財源で、先ほど言いましたように、瑞穂市のマルシェの状況を見て自分たちでやってみたいという形で、瑞穂市の財源はゼロ円で自主的に行うものということですので、瑞穂市には一円も支出はございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 民間施設事業という補助ですので、民間の例えば空き店舗とか、何かそういった空き家とか、そういうところでNPOといかいろんな形でその事業を推進していく場合にこの民間施設活用事業ということで国から補助が出てくると、そういうふうで解釈しやいいんやね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 民間のことは、先ほど来民間で自主的に事業を展開しているということで、財源がどうこうということではなしに、たまたまと言ったらいかんですが、瑞穂市の昨年3月に行ったマルシェの状況を、こういったいい場所でこういった事業が展開できるんだなあとという思いが、いわゆる民間の企業が自分たちでやってみようというふうに思って、今回試しと言ったらいかんですが、初めてそこで行ってみたいという願いのもと、自分たちで企画されたものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 民間が仮店舗やさっき言ったような空き家を利用して地域創生事業関係をしていく場合には、その団体に対して国からの補助金があると、そういうふうに解釈しやいいんやね。それが民間施設というふうで……。

[発言する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 済みません。国からの補助金が出る出ないではなくて、ただ民間が事業を展開していきたいという熱い思いで、今回初めて計画をしたところです。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 松野さん、まだわかってもらえんかな。

○17番（松野藤四郎君） 要は、どう言ったらいいかなあ。岐阜県の状況といいますか、岐阜県知事の古田さんの考えとあれですが、県職員からの立場で見たときに、古田知事を。祭りばっかりやっておるなあ、それから職員をこき使っておる、こういうお話でございます。要は祭り好き、イベント好きだと、そういうPRの仕方をしておると。

ということは、これは瑞穂市にも当てはまるんかなあと、こういうふうに感じをするわけです。そして春先といいますか、そういったときには各地域での自治会も含めていろんなフェスタもありますし、お祭りがあるわけですね。これに市の職員等もある程度のかかわりがあるというふうに思いますけれども、祭りをやって地域創生になるのかなあと疑問を抱かずにおれないわけですけれども、そこら辺は市長、お祭り好きですから、どう思いますかね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） お祭り好きと言われちゃいましたが、決して昔の議員さん、私が知っている限りでは、よくこの会場で花火を打ち上げるとか打ち上げないとかいろんな議論が酌み交わされたことがあります。それはさておき、移住・定住のまち、やっぱり人に知ってもらうためには、私たち、本当にこのまち、新聞をちょっと遠くから眺めましたら、瑞浪市ですね。せんだって中央道で事件がありました瑞浪市、そしてこれからアジア大会が開かれます名古屋の瑞穂区、そういった中にありまして、瑞穂市をもうちょっと知らしめていく、そんな中であって、お祭り好きといいますかイベント好きかもしれませんが、でもやはりそういったことで積極的に瑞穂を御紹介申し上げる。それと同時に、今まで来られた方々にもいろいろ自分なりリサーチしてみました。そういった中であって、ある程度の効果は出ていると、これは認識しております。

そういったところから、待つんじゃなしに、やはり瑞穂の名前を売り込んでいきたい、そんなふうにした次第でございますし、まだそんなにたくさん数多くやっているわけじゃございません。なおかつ、政府のほうからもふるさとの創生ということで、そういったところ各市町いろいろやっておられます。決してうちの瑞穂市が一方的に多いわけじゃなかろうと思っております。ただ、私たちが岐阜市、そして大垣市、それぞれいろいろやっておられる中であって私たちも負けずにやっつけよう、そういうつもりじゃなしに、心の底から移住・定住のまち、瑞穂のいいところを見てくださいよと。

特に、犀川の遊水地におきましては、あそこはもともとは140万立米の水の遊水地でした。今1.64倍、230万立米ですね。それだけ入るようになっております。そんな中にありまして、瑞穂のまちを本当に守ってくれている遊水地です。そして、あのかいわいに飛来する鳥、これは本当に野鳥の会の方々が非常に楽しみにしておられます。

それが瑞穂の中でこれからある面宝にも売り込んでいける部分だと思っておりますので、私、イベント好きとかそういったことじゃなしに、やはりこのまちを知らしめていきたい。それと同時に、楽しみを持ってこのまちに来ていただきたい。そしてまた移住・定住された方々には、いいまちに来てよかったなあと認識してもらいたいからやっぴいこうと思っております。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後の1つですが、同じく17ページになりますけれども、財産管理費で駅南の公民館、長年の案件でございますけれども、いろいろとここへ嘱託登記委託料110万円、出てきました。

今日までの状況と、今後どのような形になっていくのか、ちょっと予算計上してきた中ですので説明を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 駅南公民館でございますけれども、6月の議会にもお答えさせていただいたとおり、地権者、隣地の方との交渉を重ねております。

その中で、ほかの土地とのやりとりも含めて今交渉しておりますけれども、なかなか御納得いただけないのが現状ではございますが、その中で境界について筆界特定制度を用いて境界を決めていきたいということで今回の補正予算とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それは公民館と対相手、Iさんとの境界のところにも関係あるのかな。そこら辺の境界の確認のための測量をするんやね。登記をする。境がしっかりまだできていないということで、これはどういうふうになるのかな。境界の確認をするだけですか。ちょっともう一回。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 相手方の方は隣地でございます、公民館の下に御自分の土地が入っているという御主張でございます。

市としては、その土地の境はまだ確定をしていない状態の中でその主張をお受けするわけにはいかないということで、ずっと裁判もやりながら進めてきた中で、第三者として法務局のほ

うに入っていて筆界を出していただくと。その上で、両者が納得すればそこで筆界が決まってくると。そして、私どもとすると、公民館の下に相手方の土地が入っておれば直ちにどこかせていただくと、取り壊させていただくという形をとっていきたいということで、まずはこの筆界特定制度を活用して境を決めていく交渉の中でそういうお話をさせていただこうということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 第三者を介してやられますけれども、それを行うためには相手方の了解をもらわんとできんのでしょうか。できますか、一方的に。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） これは相手方の了解なしにでもできる制度でございますので、筆界を向こうが決めていただいたときに立ち会いは要ります。それを決めていく、まず第三者的にここやということでございますので、相手方の了解は得ずに委託はできるということでございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、総括質疑をさせていただきます。

18ページですけれども、まち・ひと・しごと地方創生推進費の委託料に合併・市制15周年記念事業費として650万円、委託費として計上してありますけれども、これを何に使うのか全く説明がないのでわかりません。

本来ならば、補正予算を議会に上げるならば、その前に総務の協議会か全員協議会で説明をなされるべきものであると思っております。また、予算計上されてからも会派説明会でも具体的な説明はありません。このような補正予算の計上の仕方と、詳しい説明がないまま議会で議決を求めるのは、議会軽視のほか何物でもありません。内容を知らずに議決はできませんので、何を行うのか、質問をしたいと思っております。

650万の委託費を計上するならば、当然、何にどのような形で使うということが明確になっていなければこのような形での上程はできないと思っておるものですから、その答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま堀議員の御質問でございます。

650万のことでございます。市制15周年記念事業ということで4月30日を一応予定して、先ほども少しお話ししましたが、4月30日にサンシャインホールで何かイベントをということで

15周年記念事業となるものを考えております。

そういった15周年の最初の日がこの4月30日ということで、5月1日周辺のその週間としてまた5月6日、あるいは5日というところで先ほど来のマルシェというところで、合併のテーマを笑顔ということで、今回市制15周年記念ということでそういった1日を挟んだ土、日の日をもって事業として展開していきたいというふうに考えております。

それで、650万についてはサンシャインホールでのイベント事業ということで、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） このようなことがわかっているならば、前もって説明するべき、そうでしょう。この総括のときに出てきて説明するようなことではおかしいと言っているの。

いつもこのような状況でやっているからこそ、議会軽視よ、実際的に。そうでしょう。だからこれに関して言えば、最低限でも全協なり勉強会でもいいですけれども、サンシャインホールで笑顔をテーマにしてやるというようなことがわかれば、笑顔のテーマでそれ以後に関して650万云々ならば、これを予算づけした650万というのに関してはまだあれでしょう。漠然として650万上げているわけでないでしょう。そうでしょう。だから、これに関して笑顔というならば、具体的に云々やないけれどこのようなことをやりたいとか、このようなことというもう一つ突っ込んだことをやって出せるはずだと思うんですよ。だからこそ、そういうようなことをしていかないと、常に副市長は議会と打ち合わせしながらとか市民参画とかいろんなことを言いながらも、議員がこれ知らないままの形で650万が上げて、15周年記念事業としてやるんだと。

初めて総括で言われて、笑顔をテーマにと。じゃあ笑顔をテーマにした場合に、650万に関して言えばどのような形のものをどこに発注まで行かないけれども予定しているんだとか、予定はしているけれども、それに関してはまだ相手のおることだとか、いろいろそういうようなことをちょっと言っていたきたい。

なぜというならば、その前のところに言いましたですけれども、企画、財政一体なもんだから、このような企画部から出したことに関してチェックをどこもしていない、そうでしょう。だからこそそういうような問題が起きる。そうでしょう。財政があって、企画じゃなくてほかのところから出てくるならば、みんな査定を企画へ回すんでしょ、違いますか。そうして査定を受けるんでしょ。だから僕は言うように、企画と財政が一緒におるから、自分たちの出すことに関してチェックがされていない。そして今言うような問題点がすうっと素通りしてってしまう。それではほかの部署からすればおかしいこと、自分たちが出してあげればそのようなことではなっていないと。

だから、そのようなことでもう少しこれわかっているんだったら、どのような形で笑顔に云々があるのか、何があるのか、ちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほども申しましたように、4月末から5月6日に関して、市制15周年記念週間という位置づけをしました中で、笑顔をテーマにさい川さくら公園、そして総合センターというところで記念イベントをしたり、イベントをしたりということで複数の開催日を計画しているところでございます。

イベントの中身については、まだまだこれから業者を決めていったり詰めていったりということでございますので御容赦願いたいと思いますが、マルシェについては昨年行いましたさい川さくら公園で行うものですし、サンシャインホールについては今回、歳入にもございますようにチケット収入ということで計上しておりますので、そういった入場料を少しいただきながらサンシャインホールで開催していくというふうに計画しているものでございます。

15周年記念事業につきましては、昨年行いましたマルシェに冠をつけて、寒い時期から暖かい時期にということで、こういった15周年の時期とちょうど合致しましたので、マルシェに冠をつけた15周年記念事業の事業テーマとして、みんなが笑顔になれるように15周年を考えているところでございます。

15周年につきましては、また予算計上等はございませんが教育委員会等のほうで第九の練習をしがてら、また15周年としての記念の第九ができるように準備を進めていく途中でございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今のような説明を、本来は8月の前に全協を開くとか、総務委員会を開くとかして説明をされておけば、余分の時間を費やしてこんな質問もしなくて済むのよ。

だからこそ、さっきのときに議員が職員いじめをされていてかわいそうだという。私は一般職員でなくて、あなた方は部長職、管理職でしょう、違いますか。だから、その自覚を持ってほしいから言っているだけなのよ。一般の総括課長補佐とか課長補佐とか一般職員に言っているわけじゃないんですよ。そうでしょう。その辺の自覚を持っていただきたいということでそのようなこと言っているだけで、何も威圧をしたりしているわけでない。それだけは言っておきますけれども、だからこそ議会に対して懇切丁寧に、議会と行政は二輪の輪というならば、お互いが補完し合えるような状況でやってほしい。

だから、終わって済みませんでなくして、やはりそういうのはもうやめてほしいと言っているんですから、前もってわかっていることでしたら議会のほうに全協を開いてくれとか、委員会の全員協議会を開いてくれとか議運を開いてくれとか、そのようなことを議長を通じて言え

ばいいんじゃないですか。何も難しいことを言っておるんじゃないですよ。だから、そのようなことでこれはお願いしておきます、以後に。もう終わったことは、それ以上は言いません。

次に、P28の中山道大月多目的広場の基本設計700万が出ているんですけども、これに関しては皆さん質問をたくさんされておるものですから、それに関しては言いません。私の考えとしては、芝生公園を主体にした形で持っていきたいと言っておりますし、市民や中学生にもパブリックコメントなんかでしたような方が出ている、中学生では屋根つきの広場的なものが欲しいとかいろいろ出ているのも拝見しました。だから、これに関して言えばそれぞれの思いが多分にありますし、主導型であるのか、それは別にしても冷静に考えて判断しておいてほしいと思います。

僕自身だってあそこに関して言えば、総合的福祉ゾーンをつかって、そういう目的でつくってほしいという一方、あそこに総合体育館をつかって防災にも対処できるようなそれも含めてほしいと。いろいろ要望事項があるものですから、それについて再度、教育長でも教育次長でもいいですけど、その辺のことでやはり信念を持ってある程度いかないと、いろいろな意見が交差して余計複雑になるものですから、その辺の信念だけちょっとお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問ですが、御説明させていただきます。

私どものパブリックコメントとか、また先ほどもお話ししましたようにいろんな意見、今までのいきさつがありますので、その思いでということで、基本的には先ほども言いましたが芝生の広場という形を考えています。

業者を決めて、皆さんの意見を聞いてということでやっていきますので、これは不退転のつもりでやっておりますので、当然進めていくということでやっていきますので、意見はいろいろありますが今までの流れからいってその流れを踏襲していくということですので、できるだけ莫大な維持管理費がかかるようなことではもちませんので、そういうことも条件の中に入れながら考えていきたいと思っていますので、よろしく御理解願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後に保育所費の委託料、P21ですけども、329万4,000円と工事請負費6,457万5,000円というのがありますけれども、教育次長からの説明ですと、仮設費と仮設の撤去と今の本体の撤去というようなことがうたわれておるんですけども、これに関して民間の今3団体ぐらいからとられていろいろ選定されているというお話ですけども、よくよく考えると、可能性があるかないかということに関しては私も勉強不足ですけども、例えば今の建物自体をそのまま残して使用が可能なのか。

もし新築するに関しても、建てかえ場所自体をこの建物を壊したところでなければ、仮設の

費用をなくしてその間使用して新築できればそれに移るとか、いろいろなことも今度の決定された方ともう一度具体的に、これもありきで来ているけれども、その辺のことが可能かどうかと私も勉強不足なものでどうこう言えないんですけれども、やはりその辺のことも含めて、瑞穂市が民間に云々するなら予算的に云々で、最低の形でとれるように。

その浮いた金でもないですけれども、そのような費用が要らなければ、ほかで転用して幾らでも使うことはできるものですから、どうせやられるならば現状の建物自体を使うことができるのか。もし壊すにしても、新築のところを仮設なしでやる場所ができるのかどうか。それによって仮設をつくって壊す費用とか、すごく変わってくると思うものですから、その辺のことを業者が決まったらこれありきでなくして、よくよく検討していただいて結論を出していただきたいというようなことで、その辺のことを、可能性はいろいろあると思うものから検討するとか、その辺の答弁だけいただければ、私の総括質問は終わりますけど。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の6,457万5,000円ですね。工事請負費になります。21ページのところになります。

15工事請負費の6,457万5,000円、そのうちの穂積保育所の仮園舎仮設工事というのがこのうちの6,129万4,000円になっています。会派のときに説明させていただいたのは、ちょっと細かいのが何本か入っておりますので、実質は6,129万4,000円になります。

それで今、3社来ております。今度の土曜日の9時半からプレゼンがあります。そちらで3社がおって1社が決まるわけなんですけれども、いろんな御提案が来ると思います。この予算を組ませていただいています、今のところ私どもはこの位置にということを示してプロポーザルをやっていきます。ただ、いろんな意見が出てきますので、そこを使わなくてといういろんな意見もありますので、それはまた委員さんのほうが考えられますので、決定されましたらまたその状態によっていきますので、ですからこれは絶対ありきということではないので、この予算が縮小できれば、決まった業者と協議をしていくことになりますから詰めることはできますので、できるだけ経費がかからないような協議はすることができますので、進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑がないようでございますので、議事の都合によりましてしばらく休憩をとります。再開は4時30分から行います。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第15 議案第50号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第50号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

健康保険事業については、私の常任委員会は産業建設なので、そこではいろいろ質問できませんのでここで質疑をしたいと思います。

議案第50号の平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算について、お尋ねをいたします。

この補正予算書における補正額は7,261万6,000円の増額予算であります。ページ37ですね。内訳を見ますと、平成28年度からの繰越金が4億7,432万1,000円を、要するにどのようにうまく予算配分するかという結論だというふうに私は思います。年々増加する繰越額に対する政策がなく、県単位化になるにもかかわらず、何度も何度も言っても行政は聞くことなく同じように保険税を徴収し、同じように保険給付をしているだけ。これでは何も変わりません。

まずこの繰越金ですね。4億7,432万1,000円があります。1億円は当初予算に計上してあるから、残りの3億7,432万円をどうするかにかかってくるわけですがけれども、まず38ページの国民健康保険税、ここで8,960万8,000円を減額しております。次に、国庫支出金で1億181万5,000円、これも減額しております。そして、前期高齢者交付金についても1億722万1,000円を減額しておりますが、その減額の理由ですね。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

以下につきましては、自席から質問をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま松野藤四郎議員から、繰越金、先ほど28年度の決算において繰越金が出ておりますので、その金額を補正するということと、それから歳入において軒並み減額になっているというところで理由をとということでございますが、まず国庫負担金、療養給付費等負担金と、それから療養給付費交付金、それから前期高齢者交付金、それぞれにつきまして、これはそれぞれの、例えば支払基金ですとか国からの交付決定が既に29年度当初分として交付決定が来ております。それに基づきまして、それぞれ減額補正ということをしてざるを得ないという状況でございますので、それにあわせて要は交付決定に基づいた減額の内容ということでございます。

それから国民健康保険税につきましては、7月に本算定ということで再算定をしております。その結果からそれぞれを反映させますと、被保険者が減少してきておりますのでその内容で必然的に減額になってくるというところで再算定をして、減額額を計上させていただいているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の国庫支出金1億1,081万5,000円というのを減額しているけれども、これについては国のほうから交付決定が来てこうという話で、今日までの支払いに対するやつが交付決定が来たということで、それに基づいて減額されていくと。今までの給付費があって、そこから給付費は減額しておるんやね。それについて、国からの負担金もあわせてそれだけ減額している。要は、給付費が減ってきておるから国からの負担金も減額されておるといふことやね。違う。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 国からの交付決定の細かい資料を残念ながら持ち合わせておりませんので、細かい内容まではなかなか難しいんでございますが、これはもう既に、6月の補正の時点でもある程度は把握できておりましたけれども、6月では特別なもの以外は補正をしないということで進めさせていただき、今回、全体としてそういつて明らかになっているものについては補正計上をさせていただいております。

おおむね6月以前に、国のほうも、それから支払基金等についても交付決定が来ております。その内容を見ますと、今、松野議員御指摘の28年度実績等を見ますと当然給付費が全体として減ってきておりますので、27年度決算を見ていただくとおわかりのように減ってきておりますので、そういったところも加味されて、うちのほうから交付申請というときに当然そういったことを加味してこういう交付申請を出しておりますので、そういった内容に基づきまして交付決定がされております。それを見ますと、国の負担金ですと約1億、それから医療給付費支払基金のほうからの交付決定で約300万、それから前期高齢者交付金のほうも1億700万というところで、それぞれ減額の交付決定ということになっております。それを今回の補正で計上させていただいているというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国庫の負担金が1億1,000万ということは、療養給付費の負担金で5,200万の減額、介護納付で1,200万、後期高齢者支援金負担金で3,600万ということで、これが1億1,000万となっていくんですけども、国は医療給付費のうちの負担金、国が負担するパーセントがあると思うわけですけども、これについての数字というのはここにはどこも出

てこないんですかね、32%の話は。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまおっしゃられたように、給付に対しては国の補助率はおおむね32%ということで先ほどおっしゃられたようですけれども、それについて、ここにその数字は表示はしてございませんが、変わっておりませんので、基準になる金額に対してそういった交付率で交付金、負担金が算定されるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） もうちょっと調査して質問を次回するけれども、40ページをちょっと見ていただきますと、保険給付費とか療養諸費、高額療養費のところでは補正額というのはゼロになっておるんやね。補正額はないですね。

41ページの後期高齢者支援金、それから介護納付金には補正額、後期高齢者だと補正額マイナスの5,500万とか、介護はマイナス2,000万というような数字があるわけですけれども、最初に述べたような40ページの療養費の関係ですね。ここには補正額はないんですよ。

補正額の財源内訳のところ、国から来る支出金、支出金というのは僕は国から来る負担金だと思うわけですけれども、ここでマイナスにしておいて、その他でマイナスにして一般財源からぼつと持ってくるんやね。これというのは、どういうふうに見たらいいんですかね、見方。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず41ページのほうの後期高齢者支援金、あるいは介護納付金につきましては、それぞれ納付の決定通知が来ておりますので、その金額により、こちらも減額になっているというところで、その確定額にあわせて減額をさせていただいております。

歳出のほうでございますが、それ以外につきましては確定しているものを今回補正させていただき、それ以外のところは財源補正というところで、まず先ほど歳入のほうで国庫負担金ですとか前期高齢者交付金が減額になってきております。それぞれ国庫支出金のほうですね。それとその他の部分に関しましては支払基金等の交付金というものを、その金額が歳入が見込めませんので、その分をそれぞれ再計算しまして国庫支出金のほうと、それからその他の特定財源につきまして減額をさせていただき、そこで過不足が生じている部分に関しては不足が生じているところが専らでございますけれども、一般財源のほうを増額する。あるいは逆に、今の後期高齢者支援金等でございますと、そもそもが減額をしておりますので国庫金が減り、それからその他財源が減った以上に歳出が減っておりますので一般財源も減額になるというところで、そういうふうに配分、あるいは再計算をしまして、財源の補正もさせていただいているというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は思うのが、要は保険税等の収入は少なくなってきたね。これは被保険者の加入者がマイナス傾向にあるということ。したがって出ていくお金、歳出のほうも給付費は減っていますわね。マイナスやね。これは連動していくのは僕は普通だと思います。1人当たりの医療費がどえらい高くなるという話なら別ですけれども、ほとんど変わりませんから、収入が減るということは被保険者が減る、医者にかかる人も少なくなるということでイコールになると思うんですけれども、ですから国から来るお金も下がってきますね、同じように。

要は28年度の健康保険の決算をしたら4億円も余ってしまったと。これをどこへ振ったらいいやわからへんと、基金へ持っていくわけにいかんで。だから、この歳出のところでマイナスになった部分のところに入れておるんやね、余ったお金を。総予算とかに入れないんですよ。何でこんなところへお金を入れるの。マイナス要素があるところへ、何でお金をこうも持っていくの。プラスにして3億7,000万も。収入が減って、お客さんが少なくなるんやで出ていく率も少なくなる。これは当然こうなってくる。保険は60億あったやつが、もう五十何億でもいかわからんのやね。そうやけど、去年金が余ってしまったもので、そこへ持ってこなあかんと。使い方がわからへんで、使わなあかんのやということで支出のところへ、下がっていくやつの中へプラスして持ってくるんやね。そういうふうにししか見えないんやて。どういうふうですか。ちょっと詳しく説明してください。減っていく中へ何で持っていくの、プラスするの。その3億7,000万も。1億円はいいよ、基金にやると当初言っておるから。

○議長（藤橋礼治君） 今、質疑の途中でございますが、本日の会議は議事の都合によりましてあらかじめ延長いたしますので、よろしく申し上げます。

市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 松野議員の捉え方を今お話しされたというふうに思います。4億7,000万も余ってしまっているの、軒並み削って調整をしているのではないかと、そういうお話かと思いますが、決してそうではなく、先ほども申しましたように、国あるいは支払基金等からはもう既に交付決定通知が来ております。

松野議員がおっしゃられるように、加入者、被保険者が減ってきている状況の中で、歳入としては保険税のほうも再算定をしてみますとやはり減額見込みにせざるを得ない。あるいは歳出のほうも減る見込みとなりますので、それに合わせて当然国庫負担金等、交付請求をします。そうするとその交付決定通知は、あらかじめマイナスになることが予想できるのではないかとということもございますが、そうした決定を受けた金額をそのまま今回計上させていただいておるといところで、特別な悪意を持ったような操作をしているわけではございませんので、そのまま計上させていただいておるといところで確認をいただきたいと思います。

それと、歳出のほうにつきましても、あらかじめ把握できているところに関しては増額、あるいは減額をするというところでございます。

あと、そうした再計算をして差し引きしてみますと、やはりまだ1億程度は、ここには基金積み立てのほうに最終的に総額として1億1,557万9,000円ということで計上させていただいておりますが、そういった金額が出てくるということで、ひとまず基金に積み立てをできる限度額として計上させていただいているというところで御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 例えば40ページの款2の給付費の1の一般被保険者療養給付費、ここで補正額の財源内訳で国からマイナスの四千五百何万とあって、その次のその他でマイナス1億5,000万、今度一般財源を1億5,000万入れておるわけですけども、要は給付費というのか、医療費が少なくなってくる現状の中で、例えば一般財源で1億5,000万入れておるんですが、これはさっき言ったような繰越金の3億7,000万の関係でここへ持ってきたというふうに、僕は数字を羅列してあるというふうに感じるんですけども、ちょっとこの列についての詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問は、40ページの保険給付費で、療養諸費でそれぞれ一般保険者の給付費とか退職者の給付費ということで計上してある。当初予算で計上した金額については、今回の補正では、当初の予算の見込みということで補正を考えるのではなく、そのままの金額を計上させていただきながら、その財源としては、先ほどの例えば国庫負担金ですと42ページの最終の合計額が記載してございますが、財源内訳におきます国庫支出金の最終合計が1億181万5,000円ということで、歳入のほうで1億181万5,000円減額しておりますので、それぞれの給付費あるいは療養費等の財源として当初に充てておりましたものについて、財源として国庫支出金なりその他財源、交付金等を充てておりますが、それぞれに充てておりましたところをそれぞれの割合で減額させていただき、最終的な合計としては歳入で減額をさせていただいた補正額ということで計上させていただいているというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いずれにしても、ちょっと理解に苦しむところがありますので、今は9月議会ですので、多分12月ごろの議会にもやはり同じように国保の補正予算が出てくるんじゃないかというふうに危惧をします。これのお金の使い方ね。繰越金の4億近くあるやつ。これについて、多分12月ごろにもう一度補正予算が出てくるんじゃないかというふうに思っています。

とりあえず質問は終わりますけれども、12月の状況を見ながら再度不審な点があれば総括等の質疑をしたいと思っています。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

国保の特別会計補正予算でございますけれども、一言で言いますと前年度の繰越金が異常に多い。これはまず大問題ですね。

こういう中で、この繰越金を使ってどういうお金の使い方をするのかということが問われておると実は思います。今回の補正予算を見ますと、歳入の面では国庫支出金も減額、それから前期高齢者交付金も減額でありながら、前年度の繰り越しがあるためにどういうお金の使い方をしておるかといいますと、これは歳出のところを見ますと基金積立金で補正額1億800万と、こういうふうな積み立てになっておるんですね。補正で1億円も積み立てるとというのが、これ本当に市民の皆さんからいったら理解できるんでしょうか。

私はこういうお金の使い方というのは、到底市民の皆さんから見て理解できないというふうに思います。その理由は、国民健康保険税そのものが皆さんにとって本当に余り負担はないと、これぐらいのお金なら大したことないというようなお金ではない。国民所得も減っていますけれども、瑞穂市民の皆さんの所得も減る中で、あるいは年金も減る中で、こういうお金の使い方が果たして市民の皆さんの理解が得られるかということ、決して理解が得られない。国保税は高過ぎると、こういう人たちの声に対して本当に耳を傾けるということが私は必要ではないかなというふうに思います。

したがって、何でこんな1億円も積み立てることが私は大変異常だというふうに思います。前年度の基金の積み立ても既に5億3,000万でしたか、ありますよね。さらに積み立てるということですので、本当にこれで市民の理解が得られるのかということを一言お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問というより御指摘というふうに受け取らせていただいておりますが、大変厳しい御指摘ということになろうかと思います。

確かに、一部は皆様から納めていただく税金によってこういう繰り越しが発生している。もちろんこういった国の補助金ですとか一般会計からの繰り入れ、あるいは支払基金等からの交付金と、そういった全体が財源でございますので、それに対して、先ほど28年度決算のときにこういった事情でこういうふうに繰越金がふえてきているというところも御説明をさせていただいたわけでございますが、納めていただいた方に対しては、これだけの黒字、余剰金という

考え方になろうかと思いますので、そういったときには、今の繰越金に対してどういう考え方を持って臨んでいくかということは大きな課題だというふうに捉えております。

今回、ひとまず1億835万5,000円を補正させていただき、総額で約1億1,560万を基金に積み立てるといふ補正予算を組ませていただいております。

大変厳しい御指摘ではございますけれども、先ほども少し述べさせていただいたように、平成30年度から県単位化というところで、今のところはまだ、最新の情報で第3回の県が標準税率の試算を出してきて、担当のほうからちらっと聞いたところで、まだ内容は正確に把握しておりませんが、昨日その通知が来ておったようですので、またその内容は確認をする必要がございますが、今年度に関しては非常に大きな節目を迎えておりまして、先ほども少し述べさせていただいたように、その状況によっては皆様から保険税をいただいている内容を見直していく必要があります、そこで増税というようなことにもなりかねないという御心配を皆さんされておる中で、我々もそういう心配をしており、それこそ激変緩和ということで、これは市のほうでも考えていかなければならないということがございますので、そういった歳入減に対して補填をできるようにというようなことも県単位化に向けた準備金というか、そういった補填財源ということも踏まえて、今回は基金に積み立てをさせていただいたということで何とか御理解をいただけないかというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 基金の活用と、これ国保財政は赤字だ赤字だということをいろいろと全国で言われていますけれども、瑞穂市は赤字じゃないですね。そういう意味では、お金が余っておる。黒字も、繰越金も出して基金もためておると。こういう点では、本当に全国の中でもかなり余裕のある財政じゃないかなあと。どうも国保は大変、大変と言われる。実際はそうじゃないということは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、今基金のことを言われて、30年度からの都道府県化の問題を言われました。激変緩和ということを言われました。基金を活用して激変緩和をしていくんだと。けれども、激変緩和というものは、上がるところを一遍に上げると痛みが強過ぎるもので、だから徐々に上げていくと、こういうことやね。

新たなまた激変緩和をやると保険税が下がっていくよと、そんな意味じゃないんですよ。一遍に上げると、余りにも負担が重過ぎて市民の人の反発を食らうので、ちょこっとずつ上げていきますよと。結局それは上げるということになる。こんなふうでは、私はやっぱり納得できません。本当にこっだけ基金にためておいて、こんな緩和措置でごまかしてしまうようなことは、私はあかんというふうに思いますね。

ですから、改めて一般質問でこれも私質問させてもらいますけど、瑞穂市として本当にこの

保険税の問題、都道府県化の問題、どういうふうに考えるかということは私は真剣に問われておると思いますね。ですから、改めてそこは一般質問でお伺いしたいと思いますので、ぜひ市長の答弁をいただきたいということをあらかじめお願いしておきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第51号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第51号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第52号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第52号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第53号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第53号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第54号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第54号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第55号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第55号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第37号から議案第55号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第37号から議案第55号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦勞さまでございました。

散会 午後5時07分

